

2026年度募集

団体保険制度のご案内

勤務医師 賠償責任保険

高額化する賠償請求にも対応する
Pタイプ(1事故3億円補償)
をご用意しています。

所得補償保険

糖尿病・高血圧・
ぜんそく等の持病を
お持ちの方も
ご加入いただけます。

ご継続の方も補償内容の見直しをご検討ください。

開業医の先生も
ご加入できます!

勤務医の先生へ

勤務医師賠償責任保険

(医師賠償責任保険)

常勤の医療施設以外での
医療事故も対象となります。

団体割引 **20%**

勤務医・開業医の先生へ

所得補償保険

(団体総合生活保険)

「1年型」と「長期型」の
2つをご用意しています。

団体割引 **10%**

保険期間

2026年12月1日(火)午後4時~2027年12月1日(水)午後4時(1年間)

中途加入も随時受け付けております。

加入手続きのご案内

勤務医師賠償責任保険

随時
受け付けて
おります

- 加入資格：日本神経学会会員の勤務医師の方
※詳細はP3下をご確認ください。

更新の
お客様
(原則自動更新)

原則、別途郵送の「日本神経学会更新内容のご案内」に記載のご加入内容で自動更新されます。ご登録内容を変更される場合や更新されない場合は、ご案内に同封の「変更手続きについて」をご参照のうえ、WEBにてお手続きをお願いします。

STEP1 ご加入日・お手続き日をご確認ください

ご加入日が、
2026年
11月30日までで
お手続きが

11月29日までの
場合

ご加入日が、
2026年12月1日で
お手続きが

11月6日までの
場合

ご加入日が、
2026年12月1日以降で
お手続きが

11月7日以降の
場合

STEP2 お手続き方法



左の二次元コードから
WEBでのお手続きとなります。

保険期間

WEB申込日の翌日午前0時～
2026年12月1日(火)午後4時

URL: <http://ezoo.jp/ds5/A0079890000125122507>

一時払保険料口座振替日 補償開始翌々月の27日
(27日が金融機関休業日の場合は翌営業日)

上記日程にご指定の口座から引落とし、保険料に充当いたします。
※口座振替は収納代行会社、明治安田収納ビジネスサービス株式会社(MBS)を通じて行います。
※2026年12月1日に保険契約は自動更新されます。

右の二次元コードから
WEBでのお手続きとなります。

保険期間

2026年12月1日(火)午後4時～
2027年12月1日(水)午後4時

URL: <http://ezoo.jp/ds2/A007989000012612>

一時払保険料口座振替日 2027年3月1日(月)

上記日程にご指定の口座から引落とし、保険料に充当いたします。
※口座振替は収納代行会社、明治安田収納ビジネスサービス株式会社(MBS)を通じて行います。



左の二次元コードから
WEBでのお手続きとなります。

保険期間

WEB申込日の翌日午前0時～
2027年12月1日(水)午後4時

URL: <http://ezoo.jp/ds5/A0079890000126122607>

一時払保険料口座振替日 補償開始翌々月の27日
(27日が金融機関休業日の場合は翌営業日)

上記日程にご指定の口座から引落とし、保険料に充当いたします。
※口座振替は収納代行会社、明治安田収納ビジネスサービス株式会社(MBS)を通じて行います。

新規加入
・
中途加入
のお客様

取扱保険代理店

株式会社カイトー 〒160-0023 東京都新宿区西新宿7-2-6 E-MAIL: med-jsn@kaito.co.jp TEL:03-3369-8811

ご加入内容をご確認ください

- ご加入・更新いただく前に保険商品がご希望に合致した内容となっていることを再度ご確認ください。また、WEBの記載事項等をご確認ください。
- 更新の場合は、現在のご加入内容についてもあわせてご確認いただき、誤りがありましたら、取扱保険代理店までお問い合わせください。

加入者票

補償開始後、1か月を目処にお届けいたします。

保険料不払時の対応

保険料が2か月連続不払いとなった時、集金不能日の翌月末までに保険料(全額)の払込があった場合には、契約を存続できます。払込が無い場合は、始期に遡って免責・解除となります。

引き落とし日の3/1に口座振替ができなかった場合、3/29に口座再請求を行います。

3/29に引落とし不能となった際は、4/30までに指定口座に保険料全額をお支払いいただきます。

両方の保険にご加入の場合 2回の手続きが必要です

所得補償保険(団体総合生活保険)

随時
受け付けて
おります

■ 加入資格：日本神経学会の会員の先生で団体契約の始期日時点の年齢が以下の方。

- 1年型…(新規) 79歳まで (更新) 89歳まで
- 長期型…(新規) 69歳まで (更新) 69歳まで(2026年12月1日時点)

更新の お客様 (原則自動更新)

原則、別途郵送の「日本神経学会更新内容のご案内」に記載のご加入内容で自動更新されます。ご登録内容を変更される場合や更新されない場合は、ご案内に同封の「変更手続きについて」をご参照のうえ、WEBにてお手続きをお願いします。

「重要事項説明書」「ご加入内容確認事項(意図確認事項)」を必ずご確認ください。

新規加入 ・中途加入 のお客様

STEP1

ご加入日・お手続き日をご確認ください

ご加入日が、
2026年
11月30日までで
お手続きが

11月29日までの
場合

ご加入日が、
2026年12月1日で
お手続きが

11月6日までの
場合

ご加入日が、
2026年12月1日以降で
お手続きが

11月7日以降の
場合

STEP2

お手続き方法



左の二次元コードから
WEBでのお手続きとなります。

保険期間

WEB申込日の翌日午前0時～
2026年12月1日(火)午後4時
URL: <http://ezoo.jp/ds5/A0079870000125122507>

月払保険料 口座振替日 補償開始翌々月の27日以降:毎月27日
(27日が金融機関休業日の場合は翌営業日)
上記日程にご指定の口座から引落とし、保険料に充当いたします。
※口座振替は収納代行会社、明治安田収納ビジネスサービス株式会社(MBS)を通じて行います。
※2026年12月1日に保険契約は自動更新されます。

右の二次元コードから
WEBでのお手続きとなります。

保険期間

2026年12月1日(火)午後4時～
2027年12月1日(水)午後4時
URL: <http://ezoo.jp/ds2/A007987000012612>

月払保険料 口座振替日 2027年3月1日(月)以降:毎月27日
(27日が金融機関休業日の場合は翌営業日)
上記日程にご指定の口座から引落とし、保険料に充当いたします。
※口座振替は収納代行会社、明治安田収納ビジネスサービス株式会社(MBS)を通じて行います。



左の二次元コードから
WEBでのお手続きとなります。

保険期間

WEB申込日の翌日午前0時～
2027年12月1日(水)午後4時
URL: <http://ezoo.jp/ds5/A0079870000126122607>

月払保険料 口座振替日 補償開始翌々月の27日以降:毎月27日
(27日が金融機関休業日の場合は翌営業日)
上記日程にご指定の口座から引落とし、保険料に充当いたします。
※口座振替は収納代行会社、明治安田収納ビジネスサービス株式会社(MBS)を通じて行います。

取扱保険代理店

株式会社カイトー 〒160-0023 東京都新宿区西新宿7-2-6 E-MAIL: med-jsn@kaito.co.jp TEL: 03-3369-8811

ご加入内容をご確認ください

- ご加入・更新いただく前に保険商品がご希望に合致した内容となっていることを再度ご確認ください。また、WEBの記載事項等をご確認ください。
- 更新の場合は、現在のご加入内容についてもあわせてご確認ください、誤りがありましたら、取扱保険代理店までお問い合わせください。

加入者票

補償開始後、1か月を目処にお届けいたします。

保険料不払時の対応

保険料が2か月連続不払いとなった時、集金不能日の翌月末までに年間保険料(全額)の払込があった場合には、契約を存続できます。払込が無い場合は、集金不能日に遡って免責・解除となります。(初回の払込が無い場合は始期に遡って免責となります)

引き落とし日の3/1に口座振替ができなかった場合、3/29に口座再請求を行います。

3/29に引落とし不能となった際は、4/30までに指定口座に年間保険料(全額)をお支払いいただきます。



勤務医師賠償責任保険

万一の医療事故による高額賠償への備えに。

Pタイプ(対人1事故3億円)への加入・切替をおすすめいたします!

団体割引
20%



勤務医師賠償責任保険

被保険者(ご加入された先生ご本人)またはその使用人、その他被保険者の業務の補助者(看護師等)が日本国内で行った医療業務によって患者の身体に障害(死亡を含みます。)が発生したことについて、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。ただし、保険金をお支払いするのは、患者の身体の障害が保険期間中に発見された場合に限りです。

※刑事弁護士費用も補償もされます。

詳しくはP.12「保険の内容」をご参照ください。

**常勤の医療施設以外での
医療事故も対象となります。**

①医療業務遂行上の過失を認めない場合でも、医師個人が患者側から損害賠償請求を受け、訴訟にいたる事例や、②病院から勤務医に損害賠償金の一部を求償される事例があります。

お支払いする保険金の種類は

●次のような損害賠償金や諸費用をお支払いします。

- ①法律上の損害賠償金…被害者の治療費、入院費、休業損害、慰謝料など
- ②争訟費用等…訴訟費用、弁護士報酬、仲裁・和解・調停に要する費用など
- ③その他費用保険金等



◆加入資格

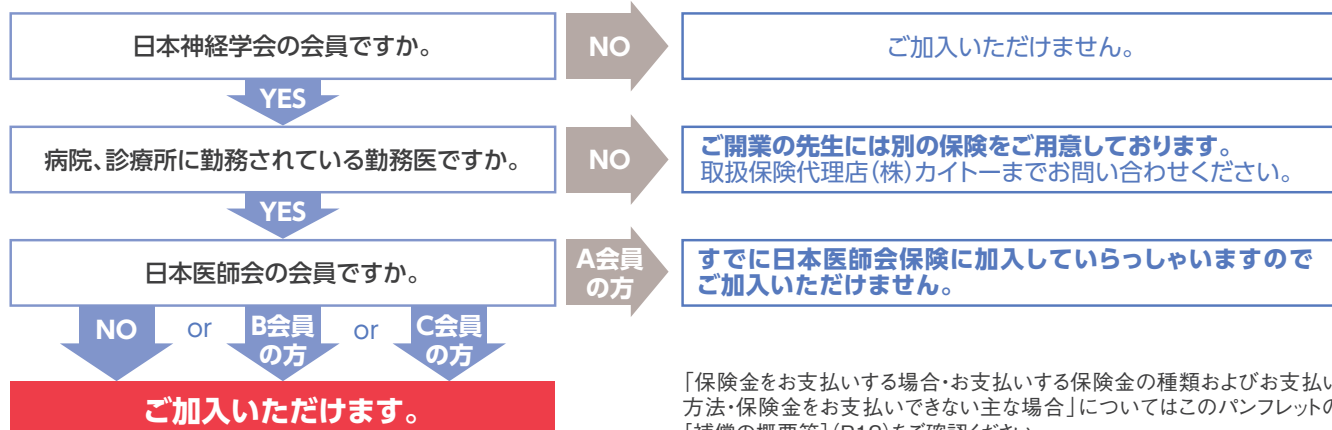
本保険にご加入できるのは、日本神経学会会員の勤務医師の方に限ります。

(※)日本医師会A①会員*1、A②会員(B)*2およびA②会員(C)*3の先生は日本医師会医師賠償責任保険にご加入されていますので、本保険へはご加入いただけません。

*1 日本医師会A①会員とは、病院、診療所の開設者、管理者およびこれに準ずる方で、日本医師会保険に加入している先生です。

*2 日本医師会A②会員(B)とは、勤務医の先生で、日本医師会保険に加入している先生です。

*3 日本医師会A②会員(C)とは、医師法に基づく研修医の先生で、日本医師会保険に加入している先生です。



「保険金をお支払いする場合・お支払いする保険金の種類およびお支払い方法・保険金をお支払いできない主な場合」についてはこのパンフレットの「補償の概要等」(P12)をご確認ください。

事例

事例1

一過性意識消失発作で救急搬送された患者について急性心内膜炎の診断遅延(循環器内科へのコンサル)したとして約7,400万円の損害賠償を求め提訴され、慰料など**900万円**が認容された。

事例2

発熱・頭痛、異常な言動を認めた外来患者に対して精神疾患を疑い精神科病院を紹介、後日脳炎の発見が遅れ一級相当の後遺障害を負ったとして**約2億2千万円**の損害賠償を求め提訴された。

◆賠償額の高額化に備え、タイプアップのご検討をお願いいたします。

◆支払限度額および年間保険料

団体割引 **20%**適用

加入タイプ	支払限度額		免責金額 (自己負担額)	年間保険料
	対人1事故	保険期間中		
Pタイプ 3億円タイプ(P)にご加入する方が増えています	3億円	9億円	0円	62,480円
Sタイプ	2億円	6億円	0円	51,570円
Aタイプ	1億円	3億円	0円	40,660円
Bタイプ	5,000万円	1億5,000万円	0円	28,800円

◆中途加入保険料

●補償開始日はWEB申込日の翌日午後4時以降でご指定いただけます。

補償開始日	12月中	1月中	2月中	3月中	4月中	5月中	6月中	7月中	8月中	9月中	10月中	11月中
Pタイプ	62,480円	57,270円	52,070円	46,860円	41,650円	36,450円	31,240円	26,030円	20,830円	15,620円	10,410円	5,210円
Sタイプ	51,570円	47,270円	42,970円	38,680円	34,380円	30,080円	25,790円	21,490円	17,190円	12,890円	8,600円	4,300円
Aタイプ	40,660円	37,270円	33,880円	30,500円	27,110円	23,720円	20,330円	16,940円	13,550円	10,170円	6,780円	3,390円
Bタイプ	28,800円	26,400円	24,000円	21,600円	19,200円	16,800円	14,400円	12,000円	9,600円	7,200円	4,800円	2,400円

【ご注意】 ●ご加入後、加入内容変更や脱退(開業した場合等)を行う際には、変更日・脱退日より前に取扱保険代理店または引受保険会社までご連絡ください。

お手続き方法はP1へ



所得補償

1年型・長期型

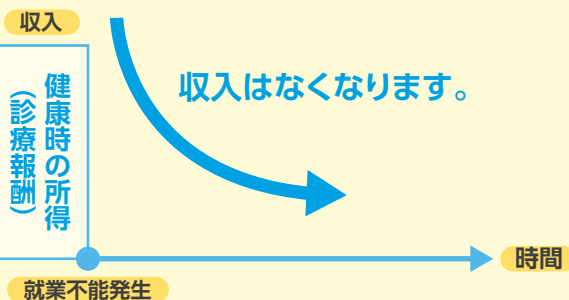
(団体総合生活保険 所得補償)(団体総合生活保険 団体長期障害所得補償(GLTD))

もしも、病気やケガで働けなくなったら・・・
月々の収入の一部を補償!

団体割引
10%

開業医の方の休業補償

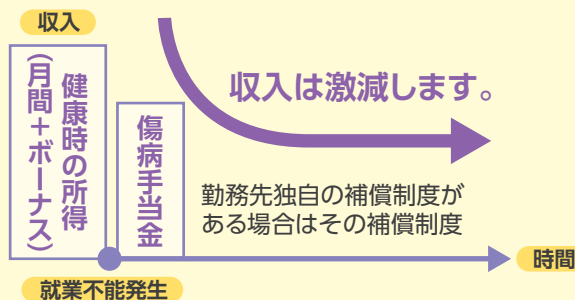
公的補償がないため、収入はなくなります。



※生活資金はもとより、事業資金に対する補償も必要となります。

勤務医の方の休業補償

一定の公的補償はあるものの、
収入は激減します。



※健康保険にご加入されている場合、1年6か月の期間は「傷病手当金」によって標準報酬月額額の2/3が補償されますが、その受給期間が終わった後、同じ病気で受給できない場合があります。

◆お支払対象期間とご加入コース 1年型と長期型は、単独でも組み合わせでもご加入できます。

1年型	免責期間	就業不能5日目～ 1年まで補償
長期型	免責期間	369プラン(免責369日) 就業障害370日目～満70歳の誕生日まで補償
	免責期間	180プラン(免責180日) 就業障害181日目～満70歳の誕生日まで補償

1 保険の概要

1年型

- 被保険者(保険の対象者)が日本国内または国外において、病気やケガによって保険期間中に就業不能(治療のための入院、または自宅療養など医師等※の治療を受けていることにより職務に全く従事できない状態)となり、その期間が免責期間(4日)を超えた場合に、ご契約の保険金額(月額)を毎月定額で最長1年間お支払いします。

※被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師をいいます。

長期型

(最長満70歳の誕生日まで補償)

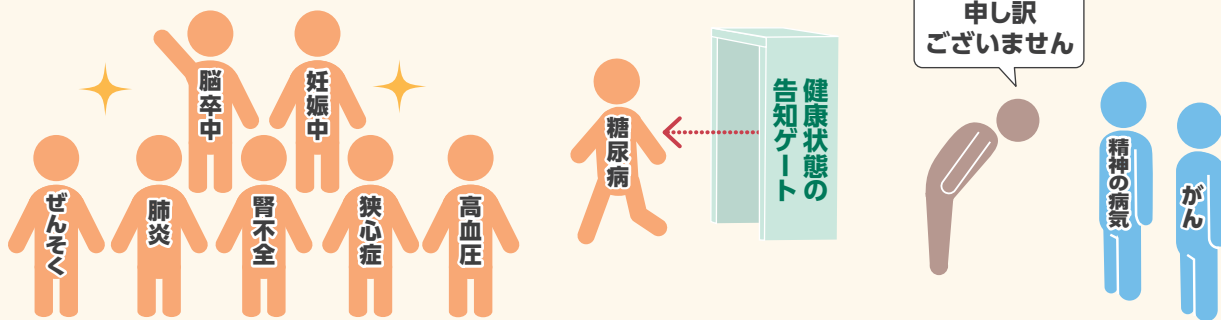
- 被保険者(保険の対象者)が日本国内または国外において、病気やケガによって保険期間中に就業障害(180日または369日の免責期間中はいかなる業務にも従事できないこと、その後のてん補期間中は病気やケガの直前に従事していた業務に全く従事できないか、または一部従事できず、かつ所得喪失率が20%を超えていること)となった場合、被保険者が被る損失について、最長満70歳の誕生日まで(65歳以上の場合は3年)保険金をお支払いします。

持病のある方でもご加入できます。医師の診査は不要です。

がん、上皮内がんまたは精神の病気（アルコール・薬物依存を含む）の方を除き、ご加入いただけます。（*）

* 健康状態告知事項の詳細はP9をご確認ください。

ご加入できる方が増えました！



特長

1年型	長期型	
●	●	国内・国外・業務中・業務外を問わず様々な病気・ケガが補償の対象となります ★地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた病気やケガも対象 ※1年型はWタイプが対象となります。
●	● (最長2年間)	精神障害も補償します(一部除く) うつ病、統合失調症、血管性認知症等、特定の精神障害による就業不能を補償します。 (ご注意)アルコール依存症および薬物障害等の一部精神障害は補償しておりません。 詳細はP15、16をご参照ください。
●	●	入院はもちろん医師の指示による自宅療養もカバー
●	●	復職後も所得喪失率に応じ、補償します
●	●	支払対象期間は最長満70歳の誕生日までの長期間 ※ただし、保険金をお支払いする1事故あたりの限度期間は、65歳以上の場合は3年となります。
●	●	保険金支払いにおける「通算の支払限度日数」無制限 就業不能が終了した後180日を超えてから就業不能が発生した場合は（就業不能の原因となった身体障害が同じでも）別の就業不能の取扱いとなり、何度でも最長1年間に限度に保険金が支払われ、通算の支払い日数に限度はありません。 ※同一原因による就業不能に対する補償期間は最長1年間となります。

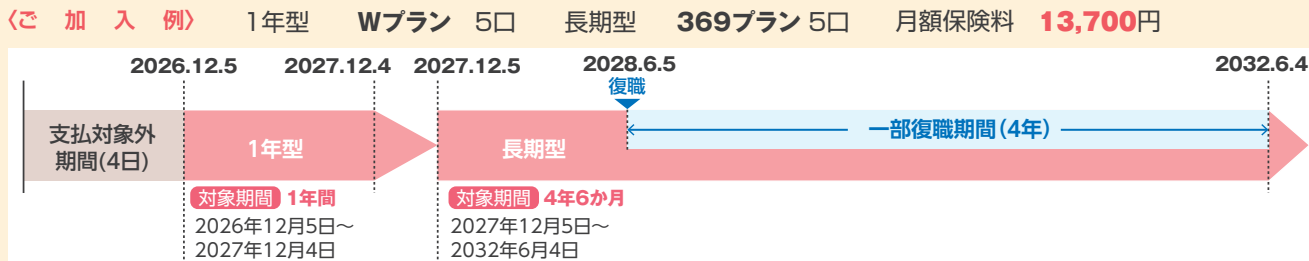
病気で入院…
住宅ローン
生活費…

子供の
教育費…

保険金お支払い例

37歳男性

2026年12月1日に交通事故、1年6か月後に一部復職するものの、その後4年にわたり所得喪失率が50%だった場合



〈計算〉 (50万円×18か月) + (50万円×50%×12か月×4年) = 2,100万円

総受取保険料 2,100万円

お手続き方法はP2へ



所得補償

1 年型

(団体総合生活保険 所得補償)

被保険者の範囲 について

日本神経学会の会員の方で、団体契約の始期日時点の年齢が以下の方。
(新規)79歳まで (継続)89歳まで

●加入プランと保険料

※月中にご加入された場合も一月分の保険料となります。

プラン名	Aプラン		Wプラン
月額保険金額	1口10万円		
加入限度口数	60口(従来15口まででしたが、60口まで拡大しました。)*1		
保険期間	1年間		
てん補期間*2	免責期間終了日の翌日から1年		
免責期間*3	就業不能が開始した日から4日		
天災補償 地震・噴火・津波による就業不能*4	なし		あり*4
精神障害補償特約(ハ)	あり		
年 齢	月額保険料(1口・男女共通)		
20～24歳	830円		850円
25～29歳	930円		960円
30～34歳	1,150円		1,180円
35～39歳	1,410円		1,460円
40～44歳	1,750円		1,810円
45～49歳	2,070円		2,130円
50～54歳	2,380円		2,450円
55～59歳	2,520円		2,590円
60～64歳	2,630円		2,700円
65～69歳	3,980円		4,100円
70～74歳	5,360円		5,520円
75～79歳	8,220円		8,450円
80～89歳	11,180円		11,490円

1年型・長期型共通

※年齢は、団体契約の始期日時点(2026年12月1日)の年齢をいいます。

- 加入口数(保険金月額)は、平均月間所得額*5かつ1年型60口、長期型15口の範囲内で設定してください。
- この補償(1年型)での、新規ご加入時に既にかかっているケガや病気による就業不能については保険金のお支払いの対象とはなりません。(ただし、新規ご加入時の保険期間(ご契約期間)開始後1年を経過した後に開始した就業不能については、保険金お支払いの対象となります。)*P10の「告知の大切さに関するご案内」をご確認ください。
- 過去の傷病歴や現在の健康状態、年齢等によりご加入をお断りすることがあります。
- 上記の所得補償の保険料・保険金額は、医師等基本級別1級の方を対象としたものです。払い込みいただく保険料は職種や年齢によって異なりますので、これ以外の職種の方は、取扱保険代理店または保険会社にお申し出ください。また、団体長期障害所得補償の保険料は保険の対象となる方ご本人の年齢や性別によって異なります。
- 本保険は介護医療保険料控除の対象となります。

※保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、「補償の概要等」をご確認ください。

- *1 平均月間所得額*5を上回っている場合には、その上回る部分については保険金をお支払いできませんので、ご注意ください。
- *2 保険金をお支払いする1事故あたりの限度期間をいいます。
- *3 保険金をお支払いしない期間をいいます。
- *4 地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた病気やケガによる就業不能または就業障害についての補償をいいます。(天災危険補償特約)
- *5 直前12か月における被保険者の所得*6の平均月額をいいます。
- *6 所得補償<1年型>は、「加入依頼書等に記載の職業・職務によって得られる給与所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業不能の発生にかかわらず得られる収入」および「就業不能により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。
所得補償<長期型>は、「業務に従事することによって得られる給与所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業障害の発生にかかわらず得られる収入」および「就業障害により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。

お支払事例

下記のお支払事例は、引受保険会社が作成した架空の例であり、過去に実際に発生したものではありません。

〈病気による休業〉 脳梗塞で倒れて1月28日より入院し8月12日に退院。その後自宅療養し、9月16日に仕事に復帰した。

〈ご加入例〉 加入者年齢43歳
Aプラン 月額50万円(5口)に加入
保険料8,750円(月額)

お受取りいただく保険金

375万円

免責期間(保険金支払対象外期間:4日) 保険金支払対象期間
1月28日～1月31日 2月1日～9月15日

〈計算〉 50万円×7か月+50万円×15日÷30日=375万円

※1か月未満の就業不能期間については1か月を30日として日割計算で保険金をお支払いします。



所得補償

長期型

(団体総合生活保険 団体長期障害所得補償(GLTD))

被保険者の範囲について

日本神経学会の会員の方で、団体契約の始期日時点の年齢が以下の方。
(新規・継続)69歳まで

●加入プランと保険料

※月中にご加入された場合も一月分の保険料となります。

プラン名	180プラン		369プラン	
	男性(180D)	女性(180J)	男性(369D)	女性(369J)
支払基礎所得額(月額)	1□10万円			
加入限度口数	15□*1			
保険期間	1年間			
てん補期間*2	免責期間終了日の翌日から満70歳の誕生日まで(年齢区分65～69歳の先生は最長3年)			
免責期間*3	就業障害が開始した日から180日		就業障害が開始した日から369日	
天災補償 地震・噴火・津波による就業障害*4	あり*4			
認知症・メンタル疾患補償特約	あり			
妊娠に伴う身体障害補償特約	—	あり	—	あり
年 齢	月額保険料(1□)			
20～24歳	980円	690円	870円	610円
25～29歳	1,020円	950円	920円	820円
30～34歳	1,140円	1,280円	1,030円	1,100円
35～39歳	1,420円	1,870円	1,280円	1,650円
40～44歳	2,190円	2,980円	1,990円	2,710円
45～49歳	3,390円	4,520円	3,080円	4,120円
50～54歳	5,380円	6,680円	4,860円	6,060円
55～59歳	7,680円	8,390円	6,840円	7,500円
60～64歳	8,960円	8,490円	7,770円	7,360円
65～69歳	7,170円	6,070円	6,630円	5,650円

プランの選び方について

- ① 就業不能直後(5日目)から最長1年の収入補償を希望→Aプラン
- ② 上記①に加えて、地震・噴火・津波による就業不能の補償も希望→Wプラン
- ③ 一定の就業障害期間(180日または369日)は保険不要だが、満70歳までの長期補償を希望→180プランまたは369プラン
- ④ 就業不能直後(5日目)から満70歳までの充実した補償を希望→「AプランまたはWプラン」と「369プラン」のセット加入



お支払事例

下記のお支払事例は、引受保険会社が作成した架空の例であり、過去に実際に発生したものではありません。

〈ケガによる就業障害〉

駅の階段から転落し脳挫傷となった。
当初は一切業務に就くことができなかったものの、約2年後に一部業務に復職し、その後70歳まで25年にわたり健常時の5割程度の所得だった場合

〈ご加入例〉

加入者年齢 43歳 男性
Wプラン 月額50万円(5口)および
369プラン 月額50万円(5口)に加入
保険料 19,000円

お受取りいただく保険金*7

8,700万円

〈計算〉

復職前2年間

50万円×所得喪失率100%×12か月×2年=1,200万円

復職後

50万円×所得喪失率50%×12か月×25年=7,500万円

※1か月未満の就業障害期間については1か月を30日として日割計算で保険金をお支払いします。

*7 実際のお支払いの際は各プランの免責日数が適用されます。

お手続き方法はP2へ

健康状態告知事項

健康状態の告知が必要となるケースは以下の通りです。

- 所得補償、団体長期障害所得補償（GLTD）に新たにご加入される場合、または更新にあたり補償内容をアップされる場合。
- 更新前契約に特定疾病等不担保特約がセットされており、本告知書ご記入時点で、下記全てのご回答が「なし」となる場合。
（更新後契約については特定疾病等不担保特約を削除することができます。本告知書にご回答がない場合には、更新前契約と同条件での更新となります。）

所得補償（1年型・長期型）にご加入の方

質問1	●告知日（ご記入日）現在、病気やケガで入院中、または入院か手術をすすめられていますか。	あり
質問2	●告知日（ご記入日）より過去1年以内に病気で、継続して10日以上入院をしたことがありますか。	あり
質問3	告知日（ご記入日）より過去2年以内に ●「がん」、「上皮内がん」または「精神の病気（アルコール・薬物依存を含む）」と医師に診断されたことがありますか。 ●「がん」、「上皮内がん」または「精神の病気（アルコール・薬物依存を含む）」のため、医師から検査（注）・治療（投薬の指示を含みます）を受けるように指導されたことがありますか。	1つ以上あり

（注）検査結果が異常ななかった場合は「なし」となります。ただし、検査の結果が判明していない場合や経過観察中の場合は「あり」となります。
※「がん」または「上皮内がん」に含めて告知いただきたい病気の例

がん	悪性新生物、癌、悪性しゅよう、肉腫、白血病、悪性リンパ腫、骨髄腫
上皮内がん	上皮内新生物、上皮内癌、CIS、CIN3、子宮頸部の高度異形成

お引受けできます。
回答をご記入のうえ、
ご署名ください。

回答記入欄ア～エに○がついている場合（特定疾病等不担保特約が付帯されている場合）、補償対象外となる病気・症状（※1）は各区分ごとに下表のとおりです。

補償対象外となる病気・症状（※1）
ア. 脳卒中（脳出血、くも膜下出血、脳梗塞、脳血栓、狭心症、心筋梗塞、不整脈（※2）、心室細動、心不全、心筋炎、心肥大、弁膜症、動脈瘤、動脈の閉塞・狭窄
イ. 白内障、緑内障（告知いただいた内容が片眼だけの場合でも、両眼が補償対象外となります。）
ウ. 脊椎分離症、脊椎すべり症、椎間板ヘルニア、むちうち症
エ. 前立腺肥大、前立腺炎、前立腺がん、子宮筋腫

（※1）主治医が左表の病気・症状と医学的に同一であると診断した病気・症状に関しては、補償の対象外となりますのでご注意ください。
（※2）心房細動は補償の対象となります。

告知事項・通知事項

告知事項・通知事項は、保険種類ごとに異なります。下表をご確認いただき、ご加入いただく保険種類に該当する事項について、正しくお答えいただきますようお願いいたします。

★または☆が付された事項は、ご加入に関する重要な事項（告知事項）です。これらの表示が事実と異なる場合やこれらに事実を記載しない場合は、ご加入を解除することがあります。また、☆が付された事項に内容の変更が生じた場合には、遅滞なく保険会社にご連絡ください。ご連絡がない場合は、お支払いする保険金が削減されることや、ご契約を解除し保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

★：告知事項 ☆：告知事項かつ通知事項	医師賠償責任保険	所得補償	団体長期障害所得補償
被保険者名	☆	—	—
職業・職務	—	☆	—
生年月日	—	★	★
性別	—	—	★
損害賠償請求に関する質問	★	—	—
病院・診療所開設予定に関する質問	☆	—	—
健康状態告知	—	★	★
他の保険契約等	★	★	★

告知の
大切さに
関する
ご案内

告知の大切さについて、 ご説明させていただきます。

所得補償・団体長期障害所得補償（GLTD）に新たにご加入される場合、または更新にあたり補償内容をアップされる場合*1には、保険の対象となる方（被保険者）について健康状態の告知が必要です。

*1 更新前契約に補償対象外となる病気・症状が設定されており、告知書記入日時時点で、告知書記載の質問すべてのご回答が「なし」となる場合を含みます（更新後契約については補償対象外となる病気・症状を補償対象にすることができます。告知書にご回答がない場合には、更新前契約と同条件での更新となります。）。

告知書は保険の対象となる方ご自身がありのままにご記入ください。*2

告知の内容が正しくない場合には、ご加入が解除され、

保険金をお受け取りいただけないことがあります。*3

*2 ご家族の方を保険の対象とする場合は、ご家族の方ご自身がご記入ください。

*3 更新時に補償内容をアップされた場合、補償内容をアップされた部分については、保険金をお受け取りいただけないことがあります。

過去に病気やケガをされたことがある場合、お引受けできない場合があります。

保険金請求時等に、
告知内容についてご確認させて
いただく場合があります。



告知いただく内容例は次のとおりです。

- 1 入院または手術の有無（予定を含みます）
- 2 告知書記載の特定の病気・症状に関する、過去2年以内の医師の指示による検査・治療（投薬の指示を含みます）の有無
- 3 過去2年以内の健康診断・人間ドックにおける所定の検査の異常指摘の有無

※ 告知いただく内容は、保険種類等によって異なりますのでご注意ください。
詳しくは加入依頼書等の告知項目をご確認ください。

以下のケースも告知が必要となります。

- 現在、医師に入院や、手術をすすめられている。
- 過去2年以内に告知書記載の特定の病気について医師の指示による投薬を受けていたが、現在は完治している。
- 過去2年以内の健康診断における告知書記載の検査で「要精密検査」と指摘をされたが、精密検査の結果、異常は見つからなかった。

等

ご注意ください 告知書の質問をよくお読みいただき、ご記入ください。

- 新たな保険契約への切替の場合、新たに告知が必要となる等のご注意いただきたい事項があります。詳しくは、重要事項説明書記載の注意喚起情報をご確認ください。
- 告知すべき内容を後日思い出された場合には、《お問い合わせ先》までご連絡ください。
- 所得補償、団体長期障害所得補償（GLTD）については、支払責任の開始する日より前に被っているケガまたは病気・症状を原因として、支払責任を開始する日以降に就業不能や入院等をされた場合には、その原因が告知対象外のケガまたは病気・症状であったり、正しく告知いただいていた場合であっても、保険金お支払対象とならないことがあります（ただし、支払責任の開始する日から1年を経過した後開始した就業不能や入院等については、保険金お支払対象となります）。



よろしく
願います。

※ インターネット等によりお手続きされる場合は、告知書へ記入することにかえて、画面上に入力してください。

また、本資料中の「告知書」は「健康状態の告知の画面」と読み替えてください。

この資料は告知の大切さについて、その概要を記載したものです。告知に関するお問い合わせは、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

※勤務医師賠償責任保険のみ
ご加入の場合は、ご利用できません。

※サービスの内容は変更・中止となる場合があります。
※サービスのご利用にあたっては、グループ会社・提携会社の担当者が、「お名前」「ご連絡先」「団体名」等を確認させていただきますのでご了承願います。

補償の概要等

保険期間：1年

※ご加入いただくタイプによっては保険金のお支払対象とならない場合があります。ご加入のタイプの詳細については、「保険金額・保険料表」をご確認ください。

勤務医師賠償責任保険 保険の内容

保険金をお支払いする場合		お支払いする保険金の種類およびお支払い方法		保険金をお支払いできない主な場合	
賠償責任保険普通保険約款＋医師特別約款	被保険者（ご加入された先生個人）またはその使用人その他被保険者の業務の補助者が日本国内において医療業務を遂行するにあたり、職業上相当な注意を用いなかったことに起因して患者の身体の障害が発生したことにつき、被保険者が法律上の賠償責任を負担することにより被る損害を補償します。ただし保険期間中に、患者の身体障害の発生が発見された場合に限りします。	この保険では、被保険者が負担する次の損害に対して約款の規定に従い保険金をお支払いします。		①保険契約者または被保険者の故意に起因する損害 ②地震、噴火、洪水、津波または高潮に起因する損害 ③戦争、変乱、暴動、騒じょう、労働争議に起因する損害 ④名誉き損または秘密漏えいに起因する賠償責任 ⑤美容を唯一の目的とする医療行為に起因する賠償責任 ⑥医療の結果を保証することにより加重された賠償責任 ⑦日本国外で行われた医療業務 ⑧医療施設（設備を含みます。）、航空機、車両（原動力がもっぱら人力である場合を含みます。）、船舶または動物の所有、使用または管理に起因する賠償責任 ⑨所定の免許を持たない者が行った医療行為に起因する賠償責任 等	
		①法律上の損害賠償金	法律上の損害賠償責任が発生した場合において、被保険者が被害者に対して支払責任を負う損害賠償金 ※賠償責任の承認または賠償金額の決定前に引受保険会社の同意が必要となります。		
		②争訟費用	損害賠償責任に関する訴訟や示談交渉において、被保険者が引受保険会社の同意を得て支出した弁護士費用、訴訟費用等（訴訟に限らず、調停・示談なども含みます。）		
		③緊急措置費用	事故（*）が発生し、被保険者が損害の防止軽減のために必要な手段を講じた後に賠償責任がないことが判明した場合において、応急手当、護送等緊急措置に要した費用、または引受保険会社の同意を得て支出したその他の費用		
		④損害防止軽減費用	事故（*）が発生した場合において、被保険者が他人から損害賠償を受ける権利の保全・行使手続き、または既に発生した事故に係る損害の発生・拡大防止のために引受保険会社の同意を得て支出した費用		
		⑤協力費用	引受保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求の解決に当たる場合において、被保険者が引受保険会社の求めに応じて協力するために支出した費用		
	（*）医療業務の遂行に起因する患者の身体・生命の障害をいいます。 保険金のお支払い方法は次のとおりです。 ・上記①の法律上の損害賠償金については、ご加入された支払限度額を限度に保険金をお支払いします。 ・上記②～⑤の費用については、原則としてその全額が保険金のお支払い対象となります（支払限度額は適用されません。）。 ただし、上記②の争訟費用については上記①の法律上の損害賠償金の額が支払限度額を超える場合にかぎり、支払限度額の損害賠償金に対する割合によって削減してお支払いします。				
刑事弁護士費用担保特約条項	日本国内で行った医療業務に起因して被保険者（ご加入された先生個人）が業務上過失致死傷罪の疑いで送検された場合において、被保険者がその刑事事件に関する弁護士費用または訴訟費用を支出したことによって被る損害に対して保険金をお支払します。ただし保険期間中に、事故が発見された場合に限り、発見の時から事件確定の時までに発生した業務上過失致死傷罪の疑いに関する費用に限りします。	この補償では、被保険者が負担する次の損害に対して約款の規定に従い保険金をお支払いします。		①事件確定により被保険者が有罪となった場合 ②刑法第2編第5章に定める公務執行妨害等の犯罪に該当する弁護士活動に関する弁護士費用 ③弁護士法に基づく弁護士活動を逸脱する行為に関する弁護士費用 ④被保険者が刑事訴訟法第500条第1項に定める訴訟費用の裁判の執行免除の申立を行った結果、執行免除決定が為された費用 ⑤被保険者の共犯人が、連帯して負担する費用 ⑥刑事訴訟法第1編第16章の規定により、国が被保険者に対して補償する費用 ⑦被保険者または保険契約者の故意によって生じた事故 ⑧被保険者と同居する親族に生じた事故 ⑨被保険者の業務に従事中の被保険者の使用人に生じた事故 ⑩美容を唯一の目的とする医療行為に起因する事故 ⑪所定の免許を有しない者が遂行した医療行為に起因する事故。ただし、所定の許可を有する臨床修練外国医師または臨床修練外国歯科医師が遂行した医療行為に起因する事故は除きます。 等	
		①弁護士費用	被保険者が引受保険会社の書面による同意を得て支出した弁護士の着手金、報酬、法律相談料、日当、実費等		
		②訴訟費用	刑事訴訟費用等に関する法律第2条に定める旅費、日当、宿泊料、鑑定料、報酬その他の給付をいい、刑事訴訟法第500条の2の規定に従って、被保険者が予納した訴訟費用を含みます（ただし、予納された金額から訴訟費用の額に相当する金額を控除して残余がある場合は、その残余の額を除きます。）		
	これらの費用はその全額が保険金のお支払い対象となりますが、被保険者1名あたり、保険期間を通じて500万円を限度に保険金をお支払いします。				
	※用語の定義等の詳細は、約款をご参照ください。				



開業医の先生方ならびに開業をご予定の先生方へ（ご注意）

本保険は医療事故における勤務医師個人としての法律上の賠償責任を補償する保険契約です。開業医の方は、ご加入いただけません。また、勤務医の方が開業される場合は、別途契約の再締結が必要となります。事前に取扱保険代理店または引受保険会社まで必ずご連絡ください。

●保険期間と保険責任について

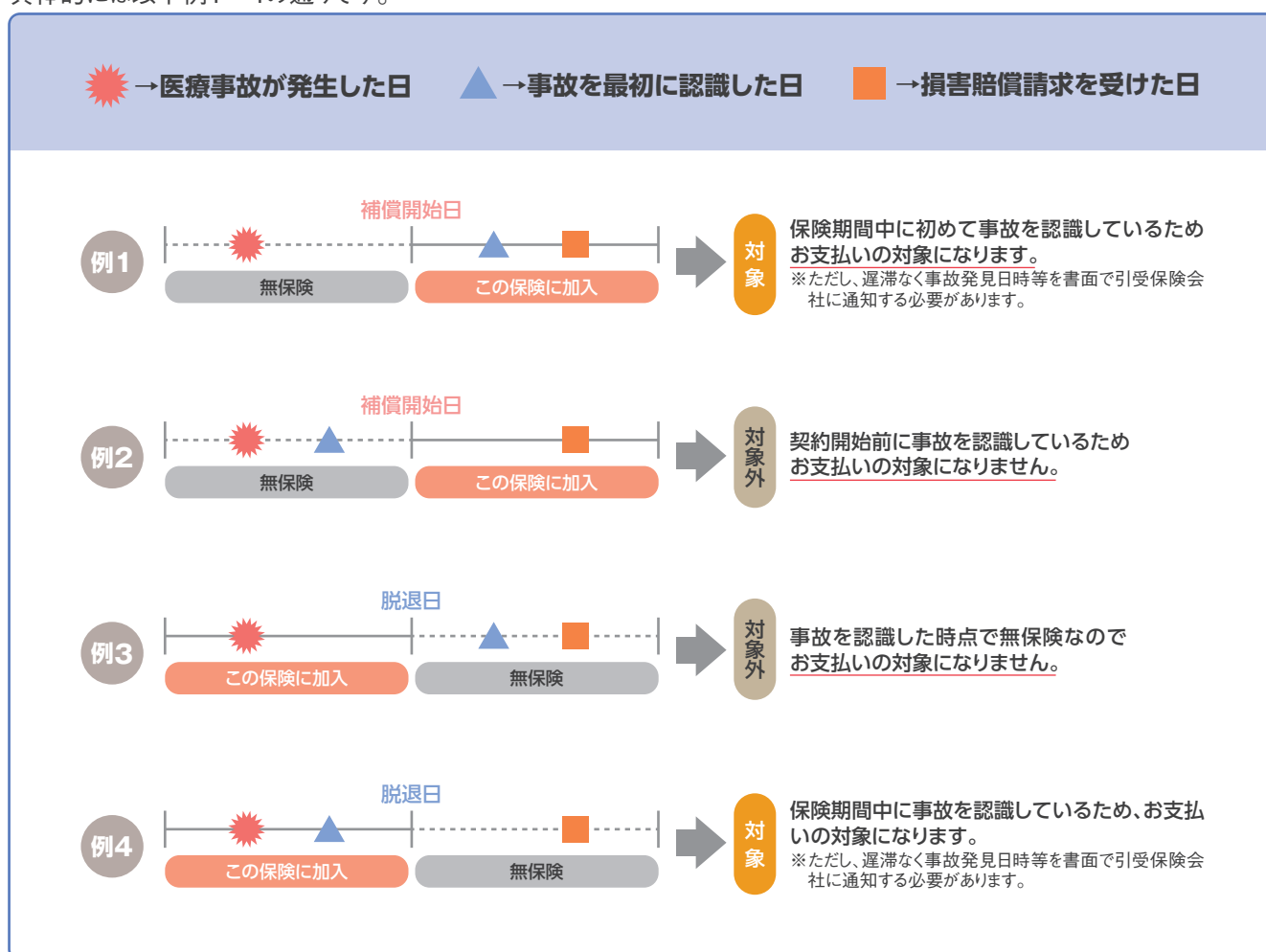
この保険は、被保険者(補償を受けられる方)またはその使用人その他被保険者の業務の補助者が、日本国内において医療業務を遂行するにあたり職業上相当な注意を用いなかったことに起因して他人(その医療行為の対象となる者をいいます。)の身体の障害(障害に起因する死亡を含みます。)が発生したことにつき、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。

ただし、医療上の事故(患者の身体の障害)が保険期間中に発見された場合に限ります。

ここでいう「発見」は以下①②のいずれか早い時点をいいます。(本保険は発見ベース)

- ①被保険者が事故を最初に認識した時(認識し得た時を含む)
- ②被保険者に対して損害賠償請求が提起された時(提起されるおそれがあると被保険者が認識した時、または認識し得た時を含む)

具体的には以下例1～4の通りです。



MEMO

団体総合生活保険 補償の概要等

保険期間：1年

※ご加入いただくタイプによっては保険金のお支払対象とならない場合があります。ご加入のタイプの詳細については、「保険金額・保険料表」等をご確認ください。
※補償の概要等はご加入いただく補償に関する概要を記載しているものであり、ご加入内容は、普通保険約款・特約によって定まります。詳細につきましては、保険約款に記載していますので、必要に応じて、東京海上日動のホームページ等でご参照ください（ホームページの保険約款には掲載していない特約もありますので、ご不明点等がある場合は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。）。

所得補償

病気やケガによって所定の就業不能になった場合^{*1}に、保険の対象となる方が被る損失に対して保険金をお支払いします。

【ご注意】ただし、死亡された後、または病気やケガが治癒した後は、いかなる場合でも「就業不能」とはいいません。

※1 骨髄移植を目的とする骨髄採取手術により所定の就業不能になった場合についても、保険金をお支払いします（「骨髄採取手術に伴う入院補償特約」が自動セットされます。）。この補償については、死亡に対する補償はありません。

保険金のお支払対象となっていない身体障害の影響等によって、保険金を支払うべき身体障害の程度が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。
詳細は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

所定の精神障害も対象!

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
所得補償基本特約	病気やケガによって保険期間中に就業不能となり、その期間が継続して免責期間*1を超えた場合 ▶保険金額(月額)に就業不能期間(月数)*2を乗じた額をお支払いします。ただし、保険金額が保険の対象となる方の平均月間所得額*3を上回っている場合には、その上回る部分については保険金をお支払いできません。 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 *1 保険金をお支払いしない期間として、契約により取り決めた一定の期間のことをいいます。(就業不能の原因が骨髄採取手術の場合は、免責期間を適用しません。) *2 「てん補期間*4内の就業不能の日数」をいいます(就業不能の原因が骨髄採取手術の場合は、4日を加えた日数をいいます。)お支払額は月単位で計算しますが、端日数が生じた場合は、1か月を30日として日割りで計算します。 *3 免責期間*1が始まる直前12か月における保険の対象となる方の所得*5の平均月額をいいます。 *4 同一の病気やケガによる就業不能*6(または骨髄採取手術による就業不能)に対して保険金をお支払いする期間として、契約により取り決めた一定の期間(免責期間*1終了日の翌日からの期間)のことをいいます。原則として1年または2年となります。 *5 「加入依頼書等に記載の職業・職務によって得られる給与所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業不能の発生にかかわらず得られる収入」および「就業不能により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。 *6 就業不能が終了した後、その日を含めて180日を経過した日までに、前の就業不能の原因となった病気やケガ(医学上重要な関係がある病気やケガを含みます。)によって再び就業不能となった場合は、後の就業不能は前の就業不能と同一の就業不能とみなします。 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。	・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた病気やケガによる就業不能*1 ・保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じた病気やケガによる就業不能 ・保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じた病気やケガによる就業不能(その方が受け取るべき金額部分) ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた病気やケガによる就業不能 ・無免許運転や酒気帯び運転をしている場合に生じた病気やケガによる就業不能 ・妊娠、出産、早産もしくは流産によって生じた病気やケガによる就業不能 ・妊娠または出産による就業不能 ・麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等の使用によって生じた病気やケガによる就業不能 ・保険の対象となる方が被った精神障害性障害、知的障害、人格障害、アルコール依存および薬物依存等の精神障害を原因として生じた就業不能*2 ・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないものによる就業不能 ・この保険契約が継続されてきた最初の保険契約(初年度契約といえます。)の保険始期時点で、既に被っている病気やケガによる就業不能*3*4 ・就業不能の原因が骨髄採取手術の場合は、「骨髄採取手術に伴う入院補償特約」をセットした最初の保険契約の保険始期日から、その日を含めて1年を経過した日の翌日の午前0時時点で既に発生している就業不能 等 *1 「天災危険補償特約」をセットされる場合は、地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた病気やケガによる就業不能に対しても保険金をお支払いします。 *2 精神障害補償特約(ハ) (所得補償用)がセットされておりますので、所定の精神障害についてはお支払い対象となります。 *3 初年度契約の保険始期時点で、既に被っている病気やケガによる就業不能についても、初年度契約の保険始期日から1年を経過した後に開始した就業不能については、保険金のお支払対象となります。 *4 就業不能の原因が告知対象外の病気やケガであったり、正しく告知いただいていた場合であっても、保険金のお支払対象となることがあります。

保険金をお支払いする場合

精神障害補償特約(ハ)	所得補償基本特約で免責としている「精神障害による就業不能」のうち、特定の精神障害による就業不能について1年を限度に保険金をお支払いします。主に「精神障害性障害、人格障害」を復活して補償しますが、「アルコール依存および薬物依存」等の一部精神障害は復活して補償しません。具体的には以下の通りです。 ◆精神障害補償特約(ハ)の補償範囲一覧 ※平成27年2月13日総務省告示第35号に定められた分類項目中の分類番号F00～F09、号F20～F99に該当する精神障害 F00 アルツハイマー(Alzheimer)病の認知症/F01 血管性認知症/F02 他に分類されるその他の疾患の認知症/F03 詳細不明の認知症/F04 器質性健忘症候群、アルコールその他の精神作用物質によらないもの/F05 せん妄、アルコールその他の精神作用物質によらないもの/F06 脳の損傷及び機能不全並びに身体疾患によるその他の精神障害/F07 脳の疾患、損傷及び機能不全による人格及び行動の障害/F09 詳細不明の器質性又は症状性精神障害/F20 統合失調症/F21 統合失調症型障害/F22 持続性妄想性障害/F23 急性一過性精神病性障害/F24 反応性妄想性障害/F25 統合失調感情障害/F28 その他の非器質性精神病性障害/F29 詳細不明の非器質性精神病/F30 躁病エピソード/F31 双極性感情障害(躁うつ病)/F32 うつ病エピソード/F33 反復性うつ病性障害/F34 持続性気分(感情)障害/F38 その他の気分(感情)障害/F39 詳細不明の気分(感情)障害/F40 恐怖症性不安障害/F41 その他の不安障害/F42 強迫性障害(強迫神経症)/F43 重度ストレスへの反応及び適応障害/F44 解離性(転換性)障害/F45 身体表現性障害/F48 その他の神経症性障害/F50 摂食障害/F51 非器質性睡眠障害/F52 性機能不全、器質性障害又は疾病によらないもの/F53 産後(褥)に関連した精神及び行動の障害、他に分類されないもの/F54 他に分類される障害又は疾病に関連する心理的又は行動的要因/F55 依存を生じない物質の乱用/F59 生理的障害及び身体的要因に関連した詳細不明の行動症候群/F60 特定的人格障害/F61 混合性及びその他の人格障害/F62 持続的人格変化、脳損傷及び脳疾患によらないもの/F63 習慣及び衝動の障害/F64 性同一性障害/F65 性嗜好の障害/F66 性発達及び方向づけに関連する心理及び行動の障害/F68 その他の成人の人格及び行動の障害/F69 詳細不明の成人の人格及び行動の障害/F70 軽度知的障害(精神遅滞)/F71 中等度知的障害(精神遅滞)/F72 重度知的障害(精神遅滞)/F73 最重度知的障害(精神遅滞)/F78 その他の知的障害(精神遅滞)/F79 詳細不明の知的障害(精神遅滞)/F80 会話及び言語の特異的発達障害/F81 学習能力の特異的発達障害/F82 運動機能の特異的発達障害/F83 混合性特異的発達障害/F84 広汎性発達障害/F88 その他の心理的発達障害/F89 詳細不明の心理的発達障害/F90 多動性障害/F91 行為障害/F92 行為及び情緒の混合性障害/F93 小児(児童)期に特異的に発症する情緒障害/F94 小児(児童)期及び青年期に特異的に発症する社会的機能の障害/F95 チェック障害/F98 小児(児童)期及び青年期に通常発症するその他の行動及び情緒の障害/F99 精神障害、詳細不明
-------------	--

※「就業不能」とは、病気やケガの治療のための入院、または入院以外で医師等の治療を受けている(就業不能の原因が骨髄採取手術の場合は、骨髄採取手術を直接の目的として入院している)ことにより、加入依頼書等に記載の職業・職務に終日従事できない状態*1をいいます。

※「骨髄採取手術」とは、保険の対象となる方が、組織の機能に障害がある者に対して骨髄幹細胞を移植することを目的として骨髄幹細胞を採取する手術をいいます。ただし、骨髄幹細胞の提供者と受容者が同一人となる自家移植の場合を除きます。

*1 例えば、保険の対象となる方が医師の場合には全日休診、保険の対象となる方が会社員の場合には終日出社できない状態をいいます。したがって、半日も職業・職務に従事した場合等は、終日従事できない状態とはいいません。

【「保険の対象となる方(被保険者)」について】における用語の解説】

(1) 配偶者：法律上の配偶者のほか、①婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および②戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます。ただし、①および②については、以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限り、(婚姻とは異なります。)

a. 婚姻意思を有すること(戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。)

b. 同居により夫婦同様の共同生活を送っていること。

(2) 同居：同一家屋に居住している状態をいい、生計の同一性及び扶養関係の有無または住民票記載の有無は問いません(詳細は保険約款をご確認ください。)

(3) 親族：6親等以内の血族または3親等以内の姻族をいいます。(配偶者を含みません。)

所得補償〈長期型〉

正式名称：団体総合生活保険団体長期障害所得補償（GLTD*1）

所定の精神障害も対象！

（天災危険補償特約、認知症・メンタル疾患補償特約（精神障害補償特約（D）（団体長期障害所得補償用））（最長2年間）、妊娠に伴う身体障害補償特約）

病気やケガによって所定の就業障害になった場合に保険の対象となる方が被る損失に対して長期間にわたり保険金をお支払いします。

※【注意】ただし、死亡された後は、いかなる場合でも「就業障害」とはいません。
*1 GLTDは団体長期障害所得補償（Group Long Term Disability）の略称です。
この補償については、死亡に対する補償はありません。

保険金のお支払対象となつていない身体障害の影響等によって、保険金を支払うべき身体障害の程度が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。詳細は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

団体長期障害所得補償基本特約	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
	病気やケガによって保険期間中に就業障害となり、その期間が継続して免責期間*1を超えた場合 ▶就業障害期間*2 1か月につき、以下の方法により計算した額をお支払いします。 支払保険金＝支払基礎所得額*3×所得喪失率*4×約定給付率（100%） ただし、支払基礎所得額*3が保険の対象となる方の平均月間所得額*5を超える場合には、平均月間所得額*5を支払基礎所得額*3としてお支払いする保険金の額を算出します。 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。 ※東京海上日動は保険の対象となる方が就業障害の状態になった場合には、ご契約者または保険の対象となる方と、保険の対象となる方の業務復帰援助のために協議することがあります。東京海上日動はその協議の結果として社会通念上保険の対象となる方の業務復帰のために有益と認められる費用をお支払します。 *1 保険金をお支払いしない期間として、契約により取り決めた一定の期間のことをいいます。 *2 「てん補期間*6内の就業障害の日数」をいいます（お支払額は月単位で計算しますが、端日数が生じた場合は、1か月を30日として日割りで計算します。）。 *3 保険金の算出の基礎となる申込書等記載の額をいいます。 *4 病気やケガにより全く就業できない場合は100%とします。一部就業できる場合は、次の方法により計算します。 所得損失率＝1－ 免責期間*1が終了する日の翌日から起算した各月における回復所得額*7 免責期間*1が開始する直前の、上記期間に対応する各月における所得*8の額 ただし、所得*8の額について給与体系の著しい変動等の特殊な事情の影響があった場合は、公正な調整を行うことがあります。 *5 就業障害が開始した日の属する月の直前12か月における保険の対象となる方の所得*8の平均月額をいいます。 *6 同一の病気やケガによる就業障害*9に対して保険金をお支払いする期間として、契約により取り決めた一定の期間（免責期間*1終了日の翌日からの期間）のことをいいます。 *7 免責期間*1開始以降に業務に復帰して得た所得*8の額をいい、免責期間*1の終了した月から1か月単位で計算します。 *8 「業務に従事することによって得られる給与と所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業障害の発生にかかわらず得られる収入」および「就業障害により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。 *9 就業障害が終了した後、その日を含めて180日を経過した日までに、前の就業障害の原因となった病気やケガ（医学上重要な関係がある病気やケガを含みます。）によって再び就業障害となった場合は、後の就業障害は前の就業障害と同一の就業障害とみなします。	・保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じた病気やケガによる就業障害 ・保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じた病気やケガによる就業障害（その方が受け取るべき金額部分） ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた病気やケガによる就業障害 ・無免許運転や酒気帯び運転をしている場合に生じた病気やケガによる就業障害 ・妊娠、出産、早産または流産によって生じた病気やケガによる就業障害（「妊娠に伴う身体障害補償特約」をセットされる場合は、お支払対象になります。） ・妊娠または出産による就業障害 ・麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等の使用によって生じた病気やケガによる就業障害 ・保険の対象となる方が被った精神障害性障害、知的障害、人格障害、アルコール依存および薬物依存等の精神障害を原因として生じた就業障害（所定の精神障害については精神障害てん補期間*3を限度にお支払対象になります。） ・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないものによる就業障害 ・発熱等の他覚的症候のない感染による就業障害 ・この保険契約が継続されてきた最初の保険契約（初年度契約といいます。）の保険始期の直前1年以内に被った病気やケガによる就業障害*1*2 等 *1 初年度契約の保険始期の直前1年以内に被った病気やケガによる就業障害についても、初年度契約の保険始期日から1年を経過した後に開始した就業障害については、保険金のお支払対象となります。 *2 就業障害の原因が告知対象外の病気やケガであったり、正しく告知いただいていた場合であっても、保険金のお支払対象とならないことがあります。 *3 団体長期障害所得補償基本特約のてん補期間にかかわらず、精神障害てん補期間2年が限度となります。
	認知症・メンタル疾患補償特約（精神障害補償特約（D）（団体長期障害所得補償用））	保険金をお支払いする場合
	普通保険約款で免責としている「精神障害による就業障害」のうち、特定の精神障害による就業障害について2年を限度に保険金をお支払いします。 主に「精神障害性障害、人格障害」等を復活して補償しますが、「アルコール依存および薬物依存」等の一部精神障害は復活して補償しません。 具体的には以下の通りです。 ◆認知症・メンタル疾患補償特約（精神障害補償特約（D）（団体長期障害所得補償用））の補償範囲一覧 ※平成27年2月13日総務省告示第35号に定められた分類項目中の分類番号F00～F09、号F20～F99に該当する精神障害 F00 アルツハイマー（Alzheimer）病の認知症 / F01 血管性認知症 / F02 他に分類されるその他の疾患の認知症 / F03 詳細不明の認知症 / F04 器質性健忘症候群、アルコールその他の精神作用物質によらないもの / F05 せん妄、アルコールその他の精神作用物質によらないもの / F06 脳の損傷及び機能不全並びに身体疾患によるその他の精神障害 / F07 脳の疾患、損傷及び機能不全による人格及び行動の障害 / F09 詳細不明の器質性又は症状性精神障害 / F20 統合失調症 / F21 統合失調症型障害 / F22 持続性妄想性障害 / F23 急性一過性精神障害 / F24 反応性妄想性障害 / F25 統合失調感情障害 / F28 その他の非器質性精神障害性障害 / F29 詳細不明の非器質性精神障害 / F30 躁病エピソード / F31 双極性感情障害（躁うつ病） / F32 うつ病エピソード / F33 反復性うつ病性障害 / F34 持続性気分（感情）障害 / F38 その他の気分（感情）障害 / F39 詳細不明の気分（感情）障害 / F40 恐怖症性不安障害 / F41 その他の不安障害 / F42 強迫性障害（強迫神経症） / F43 重度ストレスへの反応及び適応障害 / F44 解離性（転換性）障害 / F45 身体表現性障害 / F48 その他の神経症性障害 / F50 摂食障害 / F51 非器質性睡眠障害 / F52 性機能不全、器質性障害又は疾病によらないもの / F53 産じよく（褥）に関連した精神及び行動の障害、他に分類されないもの / F54 他に分類される障害又は疾病に関連する心理的又は行動的要因 / F55 依存を生じない物質の乱用 / F59 生理的障害及び身体的要因に関連した詳細不明の行動症候群 / F60 特定の人格障害 / F61 混合性及びその他の人格障害 / F62 持続的人格変化、脳損傷及び脳疾患によらないもの / F63 習慣及び衝動の障害 / F64 性同一性障害 / F65 性嗜好の障害 / F66 性発達及び方向づけに関連する心理及び行動の障害 / F68 その他の成人の人格及び行動の障害 / F69 詳細不明の成人の人格及び行動の障害 / F70 軽度知的障害（精神遅滞） / F71 中等度知的障害（精神遅滞） / F72 重度知的障害（精神遅滞） / F73 最重度知的障害（精神遅滞） / F78 その他の知的障害（精神遅滞） / F79 詳細不明の知的障害（精神遅滞） / F80 会話及び言語の特異的発達障害 / F81 学習能力の特異的発達障害 / F82 運動機能の特異的発達障害 / F83 混合性特異的発達障害 / F84 広汎性発達障害 / F88 その他の心理的発達障害 / F89 詳細不明の心理的発達障害 / F90 多動性障害 / F91 行為障害 / F92 行為及び情緒の混合性障害 / F93 小児（児童）期に特異的に発症する情緒障害 / F94 小児（児童）期及び青年期に特異的に発症する社会的機能の障害 / F95 チェック障害 / F98 小児（児童）期及び青年期に通常発症するその他の行動及び情緒の障害 / F99 精神障害、詳細不明	普通保険約款で免責としている「妊娠、出産、早産または流産に伴う身体障害による就業障害」について保険金をお支払いします。

※「就業障害」とは、以下の状態をいいます。（就業障害の定義・定義A）

免責期間※中	てん補期間※開始後
病気やケガに伴う下記①～③のいずれかの事由により、保険の対象となる方が身体障害発生直前に従事していた業務に全く従事できない状態。 ①その病気やケガのために、入院していること。 ②その病気やケガにつき、医師の治療を受けていること。 ③その病気やケガによる後遺障害が残っていること。	病気やケガに伴う下記①～③のいずれかの事由により、身体障害発生直前に従事していた業務に全く従事できない（※）か、または一部従事することができず、かつ所得喪失率※が20%超である状態。 ①その病気やケガのために、入院していること。 ②その病気やケガにつき、医師の治療を受けていること。 ③その病気やケガによる後遺障害が残っていること。 （※）全く従事できない場合であっても、所得喪失率が20%を超えないときは、就業障害に該当しません。

※免責期間については上記本文（保険金をお支払いする主な場合欄）内の「*1」、てん補期間については上記本文（保険金をお支払いする主な場合欄）内の「*6」、所得喪失率については上記本文（保険金をお支払いする主な場合欄）内の「*4」をご確認ください。

このパンフレットは団体総合生活保険の概要をご紹介します。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。ご不明な点等がある場合には、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

重要事項説明書〔契約概要・注意喚起情報のご説明〕 医師賠償責任保険にご加入いただく皆様へ

ご加入前に必ずご理解いただきたい大切な情報を記載しています。必ず最後までお読みください。

※ご家族を保険の対象となる方とする場合等、ご加入手続きを行う方と保険の対象となる方（被保険者）が異なる場合には、ご加入手続きを行う方から本内容を保険の対象となる方全員にご説明ください。

※ご不明な点や疑問点がありましたら、お手続きサイト等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

【マークのご説明】

契約概要

保険商品の内容をご理解いただくための事項

注意喚起情報

ご加入に際してお客様にとって不利益になる事項等、特にご注意ください事項

I ご加入前におけるご確認事項

1 商品の仕組み

契約概要

この保険は、団体をご契約者とし、団体の構成員等を保険の対象となる方とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等はご契約者が有します。ご契約者となる団体や基本となる補償、ご加入者のお申出により任意にご加入いただける特約等はお手続きサイト等に記載のとおりです。

この保険は、ご加入者が団体の構成員等であることを加入条件としています。ご加入いただける保険の対象となる方ご本人の範囲等につきましては、お手続きサイト等をご確認ください。ご加入いただける保険の対象となる方ご本人の範囲に該当しない方がご加入された場合、ご加入を取消しさせていただくことがあります。

2 基本となる補償および主な特約の概要等

契約概要

注意喚起情報

基本となる補償の“保険金をお支払いする場合”、“保険金をお支払いしない主な場合”や主な特約の概要等につきましては、お手続きサイト等をご確認ください。

3 補償の重複に関するご注意

注意喚起情報

補償内容が同様の保険契約（特約条項や引受保険会社以外の保険契約を含みます。）が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や支払限度額をご確認のうえ、ご契約の要否をご検討ください。

4 支払限度額・免責金額の設定

契約概要

この保険の支払限度額・免責金額は、あらかじめ定められたタイプの中からご選びいただくこととなります。タイプについての詳細はお手続きサイト等をご確認ください。

5 保険期間および補償の開始・終了時期

契約概要

注意喚起情報

ご加入の保険契約の保険期間および補償の開始・終了時期については、お手続きサイト等をご確認ください。

6 保険料の決定の仕組みと払込方法等

(1) 保険料の決定の仕組み

契約概要

保険料はご加入いただくタイプ等によって決定されます。保険料については、お手続きサイト等をご確認ください。

※保険料の割増引率については東京海上日動が保険料を算出する際に適用する値であり、割増引の適用前後の保険料較差とは異なる場合があります。

(2) 保険料の払込方法

契約概要

注意喚起情報

払込方法・払込回数については、お手続きサイト等をご確認ください。

(3) 保険料の一括払込みが必要な場合について

注意喚起情報

（※団体構成員またはそのご家族等から、ご加入者を募集する所定の団体契約で、保険料負担者がご加入者のご契約が対象となります。）

ご加入者が以下の事由に該当した場合、そのご加入者の残りの保険料を一括して払込みいただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

- ①退職等により給与の支払いを受けられなくなった場合
- ②脱退や退職等により、その構成員でなくなった場合
- ③資本関係の変更により、お勤めの企業が親会社の系列会社でなくなった場合
- ④ご加入者の加入部分*1に相当する保険料が、集金日の属する月の翌月末までに集金されなかった場合 等

※保険期間の開始後、保険料の払込み前に事故が発生した場合、その後、ご契約者を経て保険料を払込みいただく場合は保険金をお支払いします。

ただし、保険料を払込みいただけない場合には、ご加入者の加入部分*1について、保険金をお支払いできず、お支払いした保険金を回収させていただくことや、ご加入者の加入部分*1を解除することがありますのでご注意ください。

*1 ご加入者によってご加入された、すべての保険の対象となる方およびすべての補償をいいます（例えば、加入内容変更による変更保険料を払込みいただけない場合、変更保険料を払込みいただけない補償だけでなく、ご加入されているすべての保険の対象となる方およびすべての補償が対象となります。）。

7 満期返れい金・契約者配当金

契約概要

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

II ご加入時におけるご注意事項

1 告知義務

注意喚起情報

加入依頼書等に★または☆のマークが付された事項は、ご加入に関する重要な事項（告知事項）です。ご加入時に告知事項について正確にお答えいただく義務があります（東京海上日動の代理店には、告知受領権があります。）。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載しない場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

※告知事項かつ通知事項には☆のマークが付されています。通知事項については「Ⅲ-1 通知義務等」をご参照ください。

② クーリングオフ



ご加入される保険は、クーリングオフの対象外です。

Ⅲ ご加入後におけるご注意事項

1 通知義務等



[通知事項]

加入依頼書等に☆のマークが付された事項(通知事項)に内容の変更が生じた場合には、遅滞なくお手続きサイト等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。ご連絡がない場合は、ご契約を解除することがあります。ご契約を解除する場合、保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

[その他ご連絡いただきたい事項]

ご加入者の住所等を変更した場合は、遅滞なくお手続きサイト等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

[ご加入後の変更]

ご加入後、ご加入内容変更や脱退を行う際には変更日・脱退日より前にご連絡ください。また、保険期間中に、本保険契約の加入対象者でなくなった場合には、脱退の手続きをいただく必要がありますが、保険期間の終了時までには補償を継続することが可能なケースがありますので、お手続きサイト等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

ご加入内容変更をいただいてから1か月以内に保険金請求のご連絡をいただいた場合には、念のため、お手続きサイト等記載のお問い合わせ先の担当者に、その旨をお伝えいただけますようお願いいたします。

2 解約される時



ご加入を解約される場合は、お手続きサイト等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

・ご加入内容および解約の条件によっては、東京海上日動所定の計算方法で保険料を返還、または未払保険料を請求*1することがあります。返還または請求する保険料の額は、保険料の払込方法や解約理由により異なります。

・返還する保険料があっても、原則として払込みいただいた保険料から既経過期間*2に対して「月割」で算出した保険料を差し引いた額よりも少なくなります。

・満期日を待たずに解約し、新たにご加入される場合、補償内容や保険料が変更となったり、各種サービスを受けられなくなることがあります。

*1 解約日以降に請求することがあります。

*2 始期日からその日を含めて解約日までの、既に経過した期間をいいます。

[保険金請求忘れのご確認]

ご加入を更新いただく場合は、更新前の保険契約について保険金請求忘れがないか、今一度ご確認をお願いいたします。ご請求忘れや、ご不明な点がございましたら、お手続きサイト等記載のお問い合わせ先まですぐにご連絡ください。なお、お手続きサイト等記載の内容は本年度の契約更新後の補償内容です。

更新前の補償内容とは異なることがありますので、ご注意ください。

[更新加入依頼書等記載の内容]

更新加入依頼書等に記載しているご加入者(団体の構成員)の氏名(ふりがな)、社員コード、所属等についてご確認ください、変更があれば訂正いただきますようお願いいたします。また、現在のご加入内容についてもあわせてご確認ください、変更がある場合は、お手続きサイト等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

[ご加入内容を変更されている場合]

ご加入内容を変更されている場合、お手元の更新加入依頼書等には反映されていない可能性があります。なお、自動更新される場合は、ご契約はこの更新加入依頼書等記載の内容にかかわらず、満期日時点のご加入内容にて更新されます。

Ⅳ その他ご留意いただきたいこと

1 個人情報の取扱い



●保険契約者である企業または団体は引受保険会社に本契約に関する個人情報を提供いたします。引受保険会社および引受保険会社のグループ各社は、本契約に関する個人情報を、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑥の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。

①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含みます。)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して提供すること

②契約締結、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること

③引受保険会社と引受保険会社のグループ各社または引受保険会社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、共同して利用すること

④再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払等に利用するために、国内外の再保険引受会社等に提供すること

⑤質権、抵当権等の担保権者における担保権の設定等に係る事務手続きや担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること

⑥更新契約に係る保険引受の判断等、契約の安定的な運用を図るために、保険の対象となる方の保険金請求情報等(過去の情報を含みます。)をご契約者およびご加入者に対して提供すること

詳しくは、東京海上日動火災保険株式会社のホームページ(www.tokiomarine-nichido.co.jp)および他の引受保険会社のホームページをご参照ください。

2 ご加入の取消し・無効・重大事由による解除について

●ご加入時にご契約者または被保険者に詐欺または強迫の行為があった場合は、引受保険会社はご加入を取り消すことができます。

●ご加入時にご契約者が保険金を不法に取得する目的または他人に保険金を不法に取得させる目的をもって加入した場合は、ご加入は無効になります。

●以下に該当する場合は、引受保険会社はご契約を解除することができます。この場合は、全部または一部の保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

・ご契約者または被保険者が引受保険会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせた場合

・ご契約者または被保険者が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合

・この保険契約に基づく保険金の請求に関し、被保険者に詐欺の行為があった場合 等

3 ご加入手続き等の猶予に関する特別措置について

自然災害や感染症拡大の影響によりご加入手続き等を行うことが困難な場合に、「更新契約のご加入手続き」および「保険料相当額の払込み」に関して一定の猶予期間を設ける特別措置をご利用いただける場合があります。

※ご利用いただける特別措置の詳細につきましては、お手続きサイト等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

4 保険会社破綻時の取扱い等



引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。なお、引受保険会社の経営が破綻し、ご契約者が個人、「小規模法人」(破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の日本法人、外国法人(※))またはマンション管理組合である場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は原則として80%(破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%)まで補償されます。

(※) 保険契約者が個人等以外の者である保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。

(*) 外国法人については、日本における営業所等が締結した契約に限ります。

5 その他ご加入に関するご注意事項



- 東京海上日動の代理店は東京海上日動との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、東京海上日動の代理店と有効に成立したご契約については東京海上日動と直接締結されたものとなります。
- ご契約が共同保険契約である場合、各引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。引受保険会社については、<共同保険引受保険会社について>をご確認ください。
- この保険契約と重複する保険契約や共済契約がある場合は、次のとおり保険金をお支払いします。
 - ・他の保険契約等で保険金や共済金が支払われていない場合
他の保険契約等とは関係なく、この保険契約のご加入内容に基づいて保険金をお支払いします。
 - ・他の保険契約等で保険金や共済金が支払われている場合
損害額から既に他の保険契約等で支払われた保険金や共済金を差し引いた残額に対し、この保険契約のご加入内容に基づいて保険金をお支払いします。

- 加入者票はご加入内容を確認する大切なものです。加入者票が到着しましたら、ご意向どおりのご加入内容になっているかどうかをご確認ください。また、加入者票が到着するまでの間、お手続きサイトのアドレスおよび加入依頼書控え等、ご加入内容がわかるものを保管いただきますようお願いいたします。ご不明な点がございましたら、お手続きサイト等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。なお、お手続きサイト等にはご加入上の大切なことがらが記載されていますので、ご一読のうえ、お手続きサイトのアドレス等を加入者票とともに保険期間の終了時まで保管してご利用ください。

6 事故が起こったとき

ご契約者または被保険者が、保険事故または保険事故の原因となる偶然な事故または事由を発見したときは、遅滞なく、事故発生の日時・場所、事故発見の日時、被害者の住所・氏名、事故状況、受けた損害賠償請求の内容その他必要事項、被害者に対する捜査の内容他申し立てられている行為および原因となる事実に関する情報(刑事弁護士費用担保条項付帯の場合)について、書面で代理店または引受保険会社にご連絡ください。ご連絡が遅れた場合は、保険金を減額してお支払いすることがありますのでご注意ください。保険金請求権には、時効(3年)がありますのでご注意ください。

【保険金請求の際のご注意】

- 責任保険において、被保険者に対して損害賠償請求権を有する保険事故の被害者は、被保険者が引受保険会社に対して有する保険金請求権(費用保険金に関するものを除きます。)について、先取特権を有します(保険法第22条第1項)。
- 【先取特権】とは、被害者が保険金給付から他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利をいいます。被保険者は、被害者に弁済をした金額または被害者の承諾を得た金額の限度においてのみ、引受保険会社に対して保険金をご請求いただくことができます(保険法第22条第2項)。このため、引受保険会社が保険金をお支払いできるのは、費用保険金を除き、次の①から③までの場合に限られますので、ご了解ください。
 - ① 被保険者が被害者に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合
 - ② 被害者が被保険者への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
 - ③ 被保険者の指図に基づき、引受保険会社から被害者に対して直接、保険金を支払う場合

【示談交渉サービスは行いません】

- この保険には、保険会社が被害者の方と示談交渉を行う「示談交渉サービス」はありません。事故が発生した場合は、被保険者ご自身が、保険会社の担当部署からの助言に基づき被害者との示談交渉を進めていただくことになりますので、ご承知置ください。
- また、保険会社の承認を得ずに被保険者側で示談締結をされたときは、示談金額の全部または一部を保険金としてお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

事故受付センター(東京海上日動安心110番)のご連絡先は、後記をご参照ください。

東京海上日動火災保険株式会社

保険の内容に関するご意見・ご相談等は、お手続きサイト等記載のお問い合わせ先にて承ります。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター(指定紛争解決機関)

東京海上日動火災保険(株)は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。

東京海上日動火災保険(株)との間で問題を解決できない場合には、同協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

詳しくは、同協会のホームページをご確認ください。(https://www.sonpo.or.jp/)

03-4332-5241 (全国共通)

受付時間：午前9時15分～午後5時
(土日祝・年末・年始を除きます。)

<共同保険引受保険会社について>

引受保険会社	引受割合	引受保険会社	引受割合

本説明書は医師賠償責任保険に関するすべての内容を記載するものではなく、ご加入内容は、普通保険約款・特約によって定まります。詳細につきましては、保険約款に記載していますので、必要に応じて、東京海上日動のホームページ等でご参照ください(ホームページの保険約款には掲載していない特約もありますので、ご不明点等がある場合は、お手続きサイト等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。)

インターネット等によりお手続きされる場合は、加入依頼書等へ記載することにかえて、画面上に入力してください。

東京海上日動のホームページのご案内
www.tokiomarine-nichido.co.jp

事故受付センター(東京海上日動安心110番)

0120-720-110 受付時間：24時間365日

重要事項説明書〔契約概要・注意喚起情報のご説明〕 団体総合生活保険にご加入いただく皆様へ

ご加入前に必ずご理解いただきたい大切な情報を記載しています。必ず最後までお読みください。

※ご家族を保険の対象となる方とする場合等、ご加入者と保険の対象となる方が異なる場合には、本内容を保険の対象となる方全員にご説明ください。
※ご不明な点や疑問点がありましたら、お手続きサイト等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

【マークのご説明】



保険商品の内容を
ご理解いただくための事項



ご加入に際してお客様にとって不利益になる事項等、
特にご注意いただきたい事項

I ご加入前におけるご確認事項

1 商品の仕組み



この保険は、団体をご契約者とし、団体の構成員等を保険の対象となる方とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則としてご契約者が有します。ご契約者となる団体や基本となる補償、ご加入者のお申出により任意にご加入いただける特約等はお手続きサイト等に記載のとおりです。この保険は、ご加入者が団体の構成員等であることを加入条件としています。ご加入いただける保険の対象となる方ご本人の範囲等につきましては、お手続きサイト等をご確認ください。ご加入いただける保険の対象となる方ご本人の範囲に該当しない方がご加入された場合、ご加入を取消しさせていただくことがあります。

2 基本となる補償および主な特約の概要等



基本となる補償の“保険金をお支払いする主な場合”、“保険金をお支払いしない主な場合”や主な特約の概要等につきましては、お手続きサイト等をご確認ください。

3 補償の重複に関するご注意



以下の特約をご契約される場合で、保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約*1を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認のうえで、特約等の要否をご検討ください*2。

●個人賠償責任補償特約 ●借家人賠償責任補償特約 ●携行品特約 ●住宅内生活用動産特約 ●ホールインワン・アルパトロス費用補償特約
●救済者費用等補償特約 ●弁護士費用等補償特約(人格権侵害等) ●トラブル対策費用補償特約 ●葬祭費用補償特約(医療用・所得補償用)
●がん葬祭費用補償特約 ●育児費用補償特約 ●学業費用補償特約 ●疾病による学業費用補償特約 ●教育継続支援特約

*1 団体総合生活保険以外の保険契約にセットされる特約や東京海上日動以外の保険契約を含みます。

*2 1契約のみにセットされる場合、将来、そのご契約を解約されたときや、同居から別居への変更等により保険の対象となる方が補償の対象外になったとき等は、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

※補償の重複に関する確認のため、東京海上日動は他のご契約の代理店に本契約に関する情報を提供することがあります。

4 保険金額等の設定



この保険の保険金額*1は、あらかじめ定められたタイプの中からお選びいただくこととなります。タイプについての詳細はお手続きサイト等をご確認ください。

保険金額等の設定は、高額療養費制度や労災保険制度等の公的保険制度を踏まえご検討ください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ(<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>)等をご確認ください。

所得補償、団体長期障害所得補償、医療補償、がん補償、介護補償においては、保険期間の途中でご加入者からのお申出による保険金額*1の増額等はできません。

【所得補償・団体長期障害所得補償】

所得補償基本特約、団体長期障害所得補償基本特約、介護と仕事の両立支援特約の保険金額*1は、平均月間所得額*2以下(平均月間所得額*2の85%以下を目安)で設定してください(保険金額または支払基礎所得額が保険の対象となる方の平均月間所得額*2を上回っている場合には、その上回る部分については保険金をお支払いできませんので、ご注意ください。)

*1 団体長期障害所得補償については、支払基礎所得額*3×約定給付率とします。

*2 直前12か月における保険の対象となる方の所得*4の平均月額をいいます(ただし、所得補償で家事従事者特約をセットされる場合は、183,000円となります。)

*3 保険金の算出の基礎となる加入依頼書等記載の額をいいます。定率型の場合は、原則として健康保険法上の標準報酬月額で設定します。

*4 所得補償の場合は、「加入依頼書等に記載の職業・職務によって得られる給与所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業不能の発生にかかわらず得られる収入」および「就業不能により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。団体長期障害所得補償の場合は、「業務に従事することによって得られる給与所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業障害の発生にかかわらず得られる収入」および「就業障害により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。

5 保険期間および補償の開始・終了時期



ご加入の保険契約の保険期間および補償の開始・終了時期については、お手続きサイト等をご確認ください。保険の種類によっては、新規ご加入の場合、保険金のお支払対象とならない期間がありますので、詳しくはお手続きサイト等にてご確認ください。

6 保険料の決定の仕組みと払込方法等

(1) 保険料の決定の仕組み



保険料はご加入いただくタイプ等によって決定されます。保険料については、お手続きサイト等をご確認ください。

※保険料の割増引率については東京海上日動が保険料を算出する際に適用する値であり、割増引の適用前後の保険料較差とは異なる場合があります。

(2) 保険料の払込方法



払込方法・払込回数については、お手続きサイト等をご確認ください。

(3) 保険料の一括払込みが必要な場合について



(※団体構成員またはそのご家族等から、ご加入者を募集する所定の団体契約で、保険料負担者がご加入者のご契約が対象となります。)

ご加入者が以下の事由に該当した場合、そのご加入者の残りの保険料を一括して払込みいただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

- ①退職等により給与の支払いを受けられなくなった場合
- ②脱退や退職等により、その構成員でなくなった場合
- ③資本関係の変更により、お勤めの企業が親会社の系列会社でなくなった場合
- ④ご加入者の加入部分*1に相当する保険料が、集金日の属する月の翌月末までに集金されなかった場合 等



(金融庁ホームページ)

※保険期間の開始後、保険料の払込み前に事故が発生した場合、その後、ご契約者を経て保険料を払込みいただく場合は保険金をお支払いします。
ただし、保険料を払込みいただけない場合には、ご加入者の加入部分*1について、保険金をお支払いできず、お支払いした保険金を回収させていただくことや、ご加入者の加入部分*1を解除することがありますのでご注意ください。
※所得補償、団体長期障害所得補償、医療補償、がん補償、介護補償が解除となった後、新たにご加入される場合には、新たなご加入について、保険の対象となる方の健康状態等によりお引受けをお断りさせていただくことがあります。その他ご注意いただきたい内容につきましては、「Ⅱ-1告知義務」をご確認ください。

*1 ご加入者によってご加入された、すべての保険の対象となる方およびすべての補償をいいます（例えば、加入内容変更による変更保険料を払込みいただけない場合、変更保険料を払込みいただけない補償だけでなく、ご加入されているすべての保険の対象となる方およびすべての補償が対象となります。）。

7 満期返れい金・契約者配当金

契約概要

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

Ⅱ ご加入時におけるご注意事項

1 告知義務

注意
（告知義務）

加入依頼書等に★や☆のマークが付された事項は、ご加入に関する重要な事項（告知事項）ですので、正確に記載してください（東京海上日動の代理店には、告知受領権があります。）。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載しない場合は、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

※告知事項かつ通知事項には☆のマークが付されています。通知事項については「Ⅲ-1 通知義務等」をご参照ください。

なお、告知事項は、お引受けする補償ごとに異なり、お引受けする補償によっては、★や☆のマークが付された事項が告知事項にあたりません。

お引受けする補償ごとの告知事項は下表をご確認ください（項目名は補償によって異なる場合があります。）。また、ご加入後に加入内容変更として下表の補償を追加する場合も同様に、変更時点での下表の事項が告知事項となります。

【告知事項・通知事項一覧】

★：告知事項 ☆：告知事項かつ通知事項

基本補償・特約 項目名	傷害補償	所得補償	団体長期障害 所得補償	医療補償 がん補償	介護補償	個人賠償責任 借家人賠償責任 携行品 住宅内生活用動産 救援者費用等 弁護士費用等 トラブル対策費用
生年月日	★*1	★	★	★	★	★*2
性別	—	—	★	★	★*3	—
職業・職務*4	—	☆	—	—	—	—
健康状態告知*5	—	★	★	★	★	—

※すべての補償について「他の保険契約等*6」を締結されている場合は、その内容についても告知事項（★）となります。

*1 こども傷害補償の場合のみ、告知事項となります。

*2 こども傷害補償にご加入される場合のみ、告知事項となります。

*3 年金払介護補償特約をセットされる場合のみ、告知事項となります。

*4 新たに職業に就いた場合や就いていた職業をやめた場合を含みます。

*5 新たにご加入される場合、または更新にあたり補償内容をアップされる場合のみとなります。

*6 この保険以外にご契約されている、この保険と全部または一部について支払責任が同一である保険契約や共済契約をいいます。他の保険契約等がある場合、そのご契約の内容によっては、東京海上日動にて保険のお引受けができないときがあります。

【所得補償・団体長期障害所得補償・医療補償・がん補償・介護補償の「告知」（健康状態告知書）】

①告知義務について

保険制度は多数の人々が保険料を出しあって相互に補償しあう制度です。したがって、初めから健康状態の悪い方や危険な職業に従事している方等が他の方と同じ条件でご加入されますと、保険料負担の公平性が保たれません。このため、ご加入にあたっては、必ず保険の対象となる方ご自身が、過去の病気やケガ、現在の健康状態、身体障害の状態等について「健康状態告知書」で東京海上日動がおたずねすることについて、事実をありのままに正確にもれなくご回答ください。

なお、団体構成員のご家族（団体構成員の配偶者*7、子供、両親、兄弟および団体構成員と同居の親族）を保険の対象となる方とするときには、保険の対象となる方からのご依頼を受けた団体構成員が保険の対象となる方の健康状態を確認したうえで、代理で告知いただけます。その場合は、健康状態告知を行った方がご署名ください。ただし、所得補償・団体長期障害所得補償（GLTD）・医療補償・がん補償に加入される場合で、保険の対象となる方（被保険者）を団体構成員と別居の子供、両親、兄弟とするときには、ご本人による告知が必要な場合があります。

*7 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます（以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限り、婚姻とは異なります。）。
a. 婚姻意思*8を有すること
b. 同居により夫婦同様の共同生活を送っていること

*8 戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。

②過去に病気やケガをされたことがある方等への引受対応について

東京海上日動では、ご加入者間の公平性を保つため、お客様のお身体の状態に応じた引受対応を行うことがあります。過去に病気やケガをされたことがある場合等にはお引受けできないことがあります。

③告知が事実と相違する場合

告知していただく事項は、告知書に記載してあります。もし、これらについて、その事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、責任開始日*9から1年以内であれば、東京海上日動は「告知義務違反」としてご加入を解除することがあります*10。

●責任開始日*9から1年を経過していても、保険金の支払事由が1年以内に発生していた場合には、ご加入を解除することがあります。

●ご加入を解除した場合には、たとえ保険金をお支払いする事由が発生していても、これをお支払いすることはできません*11（ただし、「保険金の支払事由の発生」と「解除の原因となった事実」との因果関係によっては、保険金をお支払いすることがあります。）。
*9 ご加入を更新されている場合は、告知されなかったり、事実と違うことを告知されたご契約の支払責任の開始日をいいます。

*10 更新時に補償内容をアップされた場合は、補償内容をアップされた部分を解除することがあります。

*11 更新時に補償内容をアップされた部分を解除した場合は、補償内容をアップされた部分については保険金をお支払いすることはできません。

<前記以外で、保険金をお支払いできない場合>

前記のご加入を解除させていただく場合以外にも、告知義務違反の内容が特に重大な場合、詐欺による取消し等を理由として、保険金をお支払いできないことがあります。この場合、告知義務違反による解除の対象外となる1年経過後にもご加入を取消し等させていただくことがあります。

（例）「現在の医療水準では治りが困難な病気・症状について故意に告知されなかった場合」等

④告知内容の確認について

保険金のご請求等の際、告知内容についてご確認ください。場合によっては、

② クーリングオフ



ご加入される保険は、クーリングオフの対象外です。

③ 保険金受取人



【傷害補償】

死亡保険金受取人を特定の方に指定する場合*1は、必ず保険の対象となる方の同意を得てください（指定がない場合、死亡保険金は法定相続人にお支払いします。）。同意のないままにご加入をされた場合、ご加入は無効となります。

死亡保険金受取人を特定の方に指定する場合は、保険の対象となる方のご家族等に対し、この保険へのご加入についてご説明くださいますようお願いいたします。

死亡保険金受取人の指定を希望される場合は、お手数ですが、お手続きサイト等記載のお問い合わせ先までお申出ください。

*1 家族型補償（本人型以外）の場合、保険の対象となる方ご本人以外の保険の対象となる方について、死亡保険金受取人を特定の方に指定することはできません。

【がん補償】

保険金受取人を特定の方に指定する場合は、必ず保険の対象となる方の同意を得てください（原則として親族の中から、1名を選択してください。指定がない場合、保険金は保険の対象となる方にお支払いします。）。同意のないままにご加入をされた場合、ご加入は無効となります。

④ 現在のご加入の解約・減額を前提とした新たなご契約のご注意



現在のご加入を解約、減額等をするを前提に、新たな保険契約へのご加入をご検討される場合は、特に以下の点にご注意ください。

- ・補償内容や保険料が変更となったり、各種サービスを受けられなくなることがあります。
- ・新たにご加入の保険契約の保険料については、団体契約の始期日時時点の保険の対象となる方の年齢により計算されます。
- ・新たにご加入の保険契約の計算の基礎となる予定利率・予定死亡率等が、解約・減額される契約と異なることがあります。
- ・保険の対象となる方の健康状態等により、お引受けをお断りする場合があります。
- ・新たにご加入の保険契約に対しても告知義務がありますので、告知義務違反による解除や詐欺による取消しが適用される場合があります。
- ・新たにご加入の保険契約の保険始期前に被った傷病に対しては、保険金が支払われない場合があります。
- ・新たにご加入の保険契約の保険始期日と責任開始日が異なることがあります。この場合、現在のご加入を解約すると補償のない期間が発生することがあります。

Ⅲ ご加入後におけるご注意事項

① 通知義務等



【通知事項】

加入依頼書等に☆のマークが付された事項（通知事項）に内容の変更が生じた場合には、遅滞なくお手続きサイト等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。ご連絡がない場合は、お支払いする保険金が削減されることがあります。なお、通知事項はお引受けする補償ごとに異なり、お引受けする補償によっては、☆のマークが付された事項が通知事項にあたらない場合もあります。お引受けする補償ごとの通知事項は、「Ⅱ-1 告知義務【告知事項・通知事項一覧】」をご参照ください。

【その他ご連絡いただきたい事項】

- すべての補償共通
ご加入者の住所等を変更した場合は、遅滞なくお手続きサイト等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。
- 所得補償、団体長期障害所得補償
保険期間の途中において保険の対象となる方の平均月間所得額*1がご加入時の額より減少した場合には、お手続きサイト等記載のお問い合わせ先までご連絡のうえ、所得補償の場合は保険金額、団体長期障害所得補償の場合は支払基礎所得額の見直しについてご相談ください。
*1 直前12か月における保険の対象となる方の所得*2の平均月額をいいます（ただし、所得補償で家事従事者特約をセットされる場合は、183,000円となります。）。
*2 所得補償の場合は、「加入依頼書等に記載の職業・職務によって得られる給与所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業不能の発生にかかわらず得られる収入」および「就業不能により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。団体長期障害所得補償の場合は、「業務に従事することによって得られる給与所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業障害の発生にかかわらず得られる収入」および「就業障害により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。
- 借家人賠償責任
保険の対象となる方の住所を変更する場合には、あらかじめお手続きサイト等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

【ご加入後の変更】

- すべての補償共通
ご加入後、ご加入内容変更や脱退を行う際には変更日・脱退日より前にご連絡ください。また、保険期間中に、本保険契約の加入対象者でなくなった場合には、脱退の手続きをいただく必要がありますが、保険期間の終了時までには補償を継続することが可能なケースがありますので、お手続きサイト等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。
ご加入内容変更をいただいてから1か月以内に保険金請求のご連絡をいただいた場合には、念のため、お手続きサイト等記載のお問い合わせ先の担当者に、その旨をお伝えいただきますようお願いいたします。
- がん補償
がん通院保険金日額・がん通院延長保険金日額を変更された場合で、変更日をまたぐ通院のご請求があるときは、変更日以前の通院に対してお支払いする保険金（既に支払われた保険金を含みます。）についても保険金日額の変更が影響することがあります。特に保険金日額を減額される場合、変更日以前の通院に対しても減額後の保険金日額でのお支払いとなる場合がありますので、ご注意くださいようお願いいたします。

② 解約されるとき



ご加入を解約される場合は、お手続きサイト等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

- ・ご加入内容および解約の条件によっては、東京海上日動所定の計算方法で保険料を返還、または未払保険料を請求*1することがあります。返還または請求する保険料の額は、保険料の払込方法や解約理由により異なります。
- ・返還する保険料があっても、原則として払込みいただいた保険料から既経過期間*2に対して「月割」で算出した保険料を差し引いた額よりも少なくなります。
- ・満期日を待たずに解約し、新たにご加入される場合、補償内容や保険料が変更となったり、各種サービスを受けられなくなることがあります。
- *1 解約日以降に請求することがあります。
- *2 始期日からその日を含めて解約日までの、既に経過した期間をいいます。

③ 保険の対象となる方からのお申出による解約



傷害補償・所得補償・団体長期障害所得補償・医療補償・がん補償・介護補償においては、保険の対象となる方からのお申出により、その保険の対象となる方に係る補償を解約できる制度があります。制度および手続きの詳細については、お手続きサイト等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。また、本内容については、保険の対象となる方全員にご説明くださいますようお願いいたします。

4 満期を迎えるとき



【保険期間終了後、補償の更新を制限させていただく場合】

●補償共通

保険金請求状況や年齢等によっては、次回以降の補償の更新をお断りさせていただくことや、引受条件を制限させていただくことがあります。

- 東京海上日動が普通保険約款、特約または保険引受に関する制度等を改定した場合には、更新後の補償については更新日における内容が適用されます。この結果、更新後の補償内容等が変更されることや更新できないことがあります。

【更新後契約の保険料】

保険料は、補償ごとに、更新日現在の年齢および保険料率等によって計算します。したがって、その補償の更新後の保険料は、更新前の保険料と異なることがあります。

【補償対象外となる病気・症状を設定してお引受けしている場合】

所得補償・団体長期障害所得補償・医療補償において、更新前契約に補償対象外となる病気・症状が設定されている場合であっても、更新にあたり新たに「健康状態告知書」のすべての質問事項について告知いただくことで、補償対象外となる病気・症状を設定しない加入内容に変更できる場合があります。ただし、新たにいただいた告知の内容により、お引受けをお断りさせていただくことがありますので、ご注意ください。

【更新後契約の補償内容を拡充する場合】

所得補償、団体長期障害所得補償、医療補償、がん補償、介護補償において、更新時に保険の対象となる方の追加や保険金額*1の高いタイプへの変更、口数の増加等、補償内容をアップする場合には、再度告知が必要となります。正しく告知をいただけない場合には、補償内容をアップされた部分を解除することがあります。ご加入を解除する場合、補償内容をアップされた部分については保険金をお支払いできないことがあります。

*1 団体長期障害所得補償については、支払基礎所得額×約定給付率とします。

【更新後契約の補償内容を縮小する場合】

がん補償において、がん通院保険金日額・がん通院延長保険金日額を減額された場合で、変更日をまたぐ通院のご請求があるときは、変更日（更新後契約の始期日）以前の通院に対しても減額後の保険金日額でのお支払いとなる場合がありますので、ご注意ください。

【保険金請求忘れのご確認】

ご加入を更新いただく場合は、更新前の保険契約について保険金請求忘れがないか、今一度ご確認をお願いいたします。ご請求忘れや、ご不明な点がございましたら、お手続きサイト等記載のお問い合わせ先まですぐにご連絡ください。なお、お手続きサイト等記載の内容は本年度の契約更新後の補償内容です。更新前の補償内容とは異なる場合がありますので、ご注意ください。

【更新加入依頼書等記載の内容】

更新加入依頼書等に記載しているご加入者（団体の構成員）の氏名（ふりがな）、社員コード、所属等についてご確認いただき、変更があれば訂正いただきますようお願いいたします。また、現在のご加入内容についてもあわせてご確認いただき、変更がある場合は、お手続きサイト等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

【ご加入内容を変更されている場合】

ご加入内容を変更されている場合、お手元の更新加入依頼書等には反映されていない可能性があります。なお、自動更新される場合は、ご契約はこの更新加入依頼書等記載の内容にかかわらず、満期日時点のご加入内容にて更新されます。

Ⅳ その他ご留意いただきたいこと

1 個人情報の取扱い



- 保険契約者である企業または団体は引受保険会社に本契約に関する個人情報を提供いたします。引受保険会社および引受保険会社のグループ各社は、本契約に関する個人情報を、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑥の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。

①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含みます。）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して提供すること

②契約締結、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること

③引受保険会社と引受保険会社のグループ各社または引受保険会社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、共同して利用すること

④再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払等に利用するために、国内外の再保険引受会社等に提供すること

⑤質権、抵当権等の担保権における担保権の設定等に係る事務手続きや担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること

⑥更新契約に係る保険引受の判断等、契約の安定的な運用を図るために、保険の対象となる方の保険金請求情報等（過去の情報を含みます。）をご契約者およびご加入者に、ご加入者および保険の対象となる方の保険加入情報等（過去の情報を含みます。）をご契約者に対して提供すること
詳しくは、東京海上日動火災保険株式会社のホームページ(www.tokiomarine-nichido.co.jp)および他の引受保険会社のホームページをご参照ください。

- 損害保険会社等の間では、傷害保険等について不正契約における事故招致の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適正かつ迅速・確実な支払を確保するため、契約締結および事故発生の際、同一の保険の対象となる方または同一事故に係る保険契約の状況や保険金請求の状況について一般社団法人日本損害保険協会に登録された契約情報等により確認を行っております。これらの確認内容は、上記目的以外には用いません。

2 ご加入の取消し・無効・重大事由による解除について

- 傷害補償で、ご加入者以外の方を保険の対象となる方とするとご加入について、死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に指定する場合、その保険の対象となる方の同意を得なかったときは、ご加入は無効になります。
- がん補償について、以下に該当する事由がある場合、ご加入は無効になります。
 - ①この保険が継続されてきた最初のご加入（初年度契約といえます。）の保険始期前に、保険の対象となる方ががんと診断確定されていた場合
 - ②保険金受取人を保険の対象となる方以外の方に指定する場合において、その保険の対象となる方の同意を得なかったとき（その保険の対象となる方を保険金受取人にする場合は除きます。）
- ご契約者、保険の対象となる方または保険金の受取人が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合には、東京海上日動はご加入を解除することができます。
- その他、約款等に基づき、ご加入が取消し・無効・解除となる場合があります。

3 ご加入手続き等の猶予に関する特別措置について

自然災害や感染症拡大の影響によりご加入手続き等を行うことが困難な場合に、「更新契約のご加入手続き」および「保険料相当額の払込み」に関して一定の猶予期間を設ける特別措置をご利用いただける場合があります。

※ご利用いただける特別措置の詳細につきましては、お手続きサイト等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

4 保険会社破綻時の取扱い等



- 引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
- 引受保険会社の経営が破綻した場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は、補償内容ごとに下表のとおりとなります。

補償内容	保険期間	経営破綻した場合等のお取扱い
傷害補償、賠償責任に関する補償、財産に関する補償、費用に関する補償	1年以内	原則として80%（破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%）まで補償されます。
	1年超	原則として90%まで補償されます。ただし、破綻後に予定利率等の変更が行われた場合には、90%を下回ることがあります。
所得補償、団体長期障害所得補償、医療補償、がん補償、介護補償		

5 その他ご加入に関するご注意事項

- 東京海上日動の代理店は東京海上日動との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、東京海上日動の代理店と有効に成立したご契約については東京海上日動と直接締結されたものとなります。



- 加入者票はご加入内容を確認する大切なものです。加入者票が到着しましたら、ご意向どおりのご加入内容になっているかどうかをご確認ください。また、加入者票が到着するまでの間、お手続きサイトのアドレスおよび加入依頼書控等、ご加入内容がわかるものを保管いただきますようお願いいたします。ご不明な点がありましたら、お手続きサイト等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。なお、お手続きサイト等にはご加入上の大切なことがらに記載されていますので、ご一読のうえ、お手続きサイトのアドレス等を加入者票とともに保険期間の終了時まで保管してご利用ください。
- ご契約が共同保険契約である場合、各引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。引受保険会社については、＜共同保険引受保険会社について＞をご確認ください。

6 事故が起こったとき

- 事故が発生した場合には、直ちに（介護補償については遅滞なく、所得補償、団体長期障害所得補償、医療補償、がん補償等については30日以内に）お手続きサイト等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。
- 賠償責任に関する補償において、賠償事故にかかわる示談交渉は、必ず東京海上日動とご相談いただきながらご対応ください。
- 保険金のご請求にあたっては、約款に定める書類のほか、以下の書類または証拠をご提出いただく場合があります。
 - ・印鑑登録証明書、住民票または戸籍謄本等の保険の対象となる方、保険金の受取人であることを確認するための書類
 - ・東京海上日動の定める傷害もしくは疾病の程度、治療内容および治療期間等を証明する保険の対象となる方以外の医師の診断書、領収書および診療報酬明細書等（からだに関する補償においては、東京海上日動の指定した医師による診断書その他医学的検査の対象となった標本等の提出を求める場合があります。）
 - ・他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書等、東京海上日動が支払うべき保険金の額を算出するための書類
 - ・高額療養費制度による給付額が確認できる書類
 - ・附加給付の支給額が確認できる書類
 - ・東京海上日動が保険金を支払うために必要な事項の確認を行うための同意書
 - ・公的介護保険制度の要介護認定等を証明する書類（介護補償（年金払介護）においては、それぞれの保険金支払基準日において有効な書類とします。）
- 保険の対象となる方または保険金の受取人に保険金を請求できない事情があり、保険金の支払いを受けるべき保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人がいないう場合は、保険の対象となる方または保険金の受取人の配偶者*1または3親等内のご親族（あわせて「ご家族」といいます。）のうち東京海上日動所定の条件を満たす方が、保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人として保険金を請求できる場合があります。
 - *1 法律上の配偶者に限ります。
- 保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人として保険金のご請求をされる場合は、以下の点についてご了承ください。
 - ・保険金をお支払いした場合、保険の対象となる方には原則その旨のご連絡はいたしません。保険金のお支払後に、保険の対象となる方（またはご加入者）からご加入内容についてご照会があったときは、保険金をお支払いした旨回答せざるを得ないことがあります。このため、保険の対象となる方（またはご加入者）に傷病名等を察知される可能性があります。
 - ・保険金のご請求があったことを保険の対象となる方（またはご加入者）が知る可能性がある具体的事例は以下のとおりです。
 1. 保険の対象となる方（またはご加入者）が東京海上日動にご加入内容をご照会された場合
 2. 特約の失効により、ご加入者が保険料の減額を知った場合
 3. ご加入者がご加入内容の変更手続きを行う場合
- 本内容については、ご家族の皆様にご説明ください。
- 保険金請求権には時効（3年）がありますのでご注意ください。
- 損害が生じたことにより保険の対象となる方等が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合で、東京海上日動がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権の全部または一部は東京海上日動に移転します。
- 賠償責任に関する補償において、保険の対象となる方が賠償責任保険金等をご請求できるのは、費用保険金を除き、以下の場合に限られます。
 1. 保険の対象となる方が相手方に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合
 2. 相手方が保険の対象となる方への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
 3. 保険の対象となる方の指図に基づき、東京海上日動から相手方に対して直接、保険金を支払う場合

事故受付センター（東京海上日動安心110番）のご連絡先は、後記をご参照ください。

保険の内容に関するご意見・ご相談等

東京海上日動火災保険株式会社

お手続きサイト等記載のお問い合わせ先にて承ります。

指定紛争解決機関

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター（指定紛争解決機関）



東京海上日動火災保険（株）は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。東京海上日動火災保険（株）との間で問題を解決できない場合には、同協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。詳しくは、同協会のホームページをご確認ください。（<https://www.sonpo.or.jp/>）

03-4332-5241

受付時間：午前9時15分～午後5時
（土日祝・年末・年始を除きます。）

（全国共通）

＜共同保険引受保険会社について＞

引受保険会社	引受割合	引受保険会社	引受割合

本説明書はご加入いただく保険に関するすべての内容を記載するものではなく、ご加入内容は、普通保険約款・特約によって定まります。詳細につきましては、保険約款に記載していますので、必要に応じて、東京海上日動のホームページ等でご参照ください（ホームページの保険約款には掲載していない特約もありますので、ご不明点等がある場合は、お手続きサイト等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。）。

インターネット等によりお手続きされる場合は、加入依頼書等へ記載することにかえて、画面上に入力してください。また、本説明書中の「健康状態告知書」は「健康状態の告知の画面」と読み替えてください。

東京海上日動のホームページのご案内
www.tokiomarine-nichido.co.jp

事故受付センター（東京海上日動安心110番）



0120-720-110

受付時間：24時間365日

ご加入内容確認事項(意向確認事項)

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご加入いただく保険商品がお客様のご希望に合致した内容であること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入をいただいていること等を確認させていただくためのものです。
お手数ですが以下の各質問事項について再度ご確認いただきますようお願い申し上げます。
なお、ご確認にあたりご不明な点等がございましたら、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

1. 保険商品が以下の点でお客様のご希望に合致した内容となっていることをパンフレット・重要事項説明書等でご確認ください。

万一、ご希望に合致しない場合はご加入内容を再度ご確認ください。

- ☐ 保険金をお支払いする主な場合 ☐ 保険金額*1、免責金額(自己負担額)
☐ 保険期間 ☐ 保険料・保険料払込方法
☐ 保険の対象となる方

*1 団体長期障害所得補償については、支払基礎所得額×約定給付率とします。

2. 加入依頼書等の記入事項等につき、以下の点をご確認ください。万一、記入漏れ、記入誤りがある場合は、加入依頼書等を訂正してください。また、下記事項に関し、現在のご加入内容について誤りがありましたら、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

【ご加入いただく補償に応じてご確認ください事項】

確認事項	所得補償	団体長期障害所得補償
☐ 加入依頼書等の「生年月日」または「満年齢」欄、「性別」欄は正しくご記入いただいていますか？	○	○
☐ 加入依頼書等の「職業・職務」欄は正しくご記入いただいていますか？	○	—
☐ 保険金額*1は、平均月間所得額*2以下となっていますか？(平均月間所得額*2を上回る部分についてはその部分に基づく保険金をお支払いできませんので、ご注意ください。また、平均月間所得額*2がご加入時の額より減少した場合には、保険金額*1の見直しを行ってください。)なお、保険金額*1の設定方法やお引受けできる限度額についてはパンフレット等をご確認ください。 *1 団体長期障害所得補償については、支払基礎所得額×約定給付率とします。 *2 「平均月間所得額」とは、加入申込み直前12か月における保険の対象となる方の所得の平均月額をいいます。	○	○
●「健康状態告知が必要な場合のみ」ご確認ください。 ☐ 保険の対象となる方によって「健康状態告知」欄に正しく告知いただいていますか？ *3 天災危険補償特約を追加する場合は、告知は不要です(他の条件に変更がない場合に限りま)。)	○*3	○
☐ 加入依頼書等の「他の保険契約等」欄は正しく告知いただいていますか？	○	○

3. 重要事項説明書の内容についてご確認ください。

特に「保険金をお支払いしない主な場合」、「告知義務・通知義務等」、「補償の重複に関するご注意*1」についてご確認ください。

*1 例えば、個人賠償責任補償特約をご契約される場合で、他に同種のご契約をされているとき等、補償範囲が重複することがあります。

「勤務医師賠償責任保険」・「団体総合生活保険」の保険約款は、取扱保険代理店株式会社カイトーのホームページに掲載しておりますので、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【ホームページ】▶ https://www.kaito.co.jp/doctor/doctor_yakkan.html



個人情報の取扱いに関するご案内

保険契約者である企業または団体は東京海上日動火災保険株式会社に本契約に関する個人情報を提供いたします。東京海上日動火災保険株式会社および東京海上グループ各社は、本契約に関する個人情報を、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑥の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。

- ①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含みます。）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して提供すること
- ②契約締結、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること
- ③東京海上日動火災保険株式会社と東京海上グループ各社または東京海上日動火災保険株式会社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、共同して利用すること
- ④再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払等に利用するために、国内外の再保険引受会社等に提供すること
- ⑤質権、抵当権等の担保権者における担保権の設定等に係る事務手続きや担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること
- ⑥更新契約に係る保険引受の判断等、契約の安定的な運用を図るために、保険の対象となる方の保険金請求情報等（過去の情報を含みます。）をご契約者およびご加入者に、ご加入者および保険の対象となる方の保険加入情報等（過去の情報を含みます。）をご契約者に対して提供すること

詳しくは、東京海上日動火災保険株式会社のホームページ（www.tokiomarine-nichido.co.jp）をご参照ください。

この保険は一般社団法人日本神経学会を契約者とし、団体の構成員等を被保険者とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則として一般社団法人日本神経学会が有します。

<ご注意>

現在ご加入の方につきましては、表紙記載の募集期間終了までにご加入者の方からの特段のお申出または保険会社からの連絡がない限り、当団体は、今年度の募集パンフレット等に記載の補償内容・保険料等にて、保険会社に保険契約を申し込みます。

※団体総合生活保険にご加入の場合、加入依頼書に健康状態を正しくご記入いただきます。ご記入いただいた内容によっては、ご加入をお断りすることがあります。

事故時の連絡先

勤務医師賠償責任保険にご加入の方

東京海上日動火災保険株式会社
本店損害サービス部 医師・専門職業損害サービス室

03-3515-7523

（受付時間：平日9時から17時）

所得補償・団体長期障害所得補償にご加入の方 事故受付センター（東京海上日動安心110番）

事故のご連絡・ご相談は全国どこからでも
「東京海上日動安心110番」へ

0120-720-110

受付時間：24時間365日

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター（指定紛争解決機関）



東京海上日動火災保険（株）は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。

東京海上日動火災保険（株）との間で問題を解決できない場合には、同協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

詳しくは、同協会のホームページをご確認ください。（<https://www.sonpo.or.jp/>）

03-4332-5241

（全国共通）

受付時間：午前9時15分～午後5時
（土日祝・年末・年始を除きます。）

本説明書はご加入いただく保険に関するすべての内容を記載しているものではなく、ご加入内容は、普通保険約款・特約によって定まります。詳細につきましては、保険約款に記載していますので、必要に応じて、東京海上日動のホームページ等でご参照ください（ホームページの保険約款には掲載していない特約もあります）。ご不明点等がある場合は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

インターネット等によりお手続きされる場合は、加入依頼書等へ記載することにかえて、画面上に入力してください。また、本説明書中の「健康状態告知書」は「健康状態の告知の画面」と読み替えてください。

東京海上日動のホームページのご案内 ▶ www.tokiomarine-nichido.co.jp

お問い合わせ先

株式会社カイトー ドクター営業部

〈取扱保険代理店〉

〒160-0023 東京都新宿区西新宿7-2-6

E-Mail: med-jsn@kaito.co.jp

TEL: **03-3369-8811** / FAX: **03-3369-8851**

受付時間 平日午前9時から午後5時



メールアドレスの二次元コード

東京海上日動火災保険株式会社 (担当課) 広域法人部法人第二課

〈引受保険会社〉

〒102-8014 東京都千代田区三番町6-4

TEL: **03-3515-4153**

受付時間 平日午前9時から午後5時